

文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けた
これまでの審議経過について
（案）

平成 29 年 11 月

目次

はじめに	1
I. 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等	2
1. 文化芸術の価値等.....	2
2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化.....	5
3. 国際的な文化芸術政策の動向	7
4. 文化芸術推進基本計画（第1期）の構造等	9
II. 今後の文化芸術政策の目指すべき姿	12
目標1 創造的で活力ある社会.....	14
目標2 心豊かで多様性のある社会.....	15
目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育	17
目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム	20
III. 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等	22
戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現	25
戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの 貢献	28
戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成.....	31
戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実.....	34
戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	37
戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成	39
IV. 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立	41
V. 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等	44
別紙 今後5年間の文化芸術政策に係る評価指標	45

はじめに

- 平成 29 年 6 月 21 日、文部科学大臣より文化審議会に対し「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について—「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」の策定に向けて—」の諮問を受けて以降、文化審議会においてはこれまで、文化審議会総会及び第 15 期文化政策部会等を計 8 回、分野別分科会及びワーキング・グループを計 14 回にわたり開催し、新たな文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定等に向けた審議を重ねてきた。
- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について」は、これまでの第 15 期文化政策部会等における審議を基に、文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定等に向け、現時点での考え方をまとめたものである。

なお、現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの文化財の保存と活用の在り方について、審議が進められているところである。今後の文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に関する審議に際しては、同企画調査会における検討状況を踏まえていく必要がある。
- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が定めるものである（閣議決定）。従来の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」と比べて、観光や産業等関係省庁の実施する文化芸術に関連する施策を含めて策定する点、文化芸術に関する施策のより計画的な推進が求められている点で違いがある。
- なお、文化芸術基本法では、新たに、地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画について、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して策定することなどが法律上努力義務として明記されたところであり、各地方公共団体においては、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが求められている。

I. 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

1. 文化芸術の価値等

○ 平成 29 年 6 月に成立した文化芸術基本法においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、また自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされている。

○ このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

(本質的価値)

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、個人の文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

(社会的・経済的価値)

- ・ 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

○ 我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等も含め、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものであり、国だけでなく地方でも大切な宝として、地域住民の理解を深め、確実に保存、継承すべきものである。

- このように、文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っており、今後、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進めていく必要がある。国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、イノベーションと多様性により未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し好循環を作り上げることが重要である。

(参考)

● 「文化芸術基本法」(平成 13 年法律第 148 号)(前文抜粋)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

(略)

文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、

(略)

● 「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第 4 次基本方針)」(平成 27 年 5 月閣議決定)(抜粋)

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。

このような文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化

(新しい文化芸術基本法の成立)

○ 文化芸術基本法の改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることである。

○ 文化芸術の継承、発展及び創造には文化芸術団体が積極的に役割を果たすべきであるとともに、文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の関係者相互の連携及び協働が重要である。

○ 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められるとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転について検討が進められている。

(少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化)

○ 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められている。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催)

○ 平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。

○ 2020年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かりやすく発信することが求められている。

- 平成 32 年（2020 年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題である。

3. 国際的な文化芸術政策の動向

- 海外における文化芸術政策においては、文化芸術の振興にとどまらず文化芸術の範囲を拡大し、新しい文化はもとより、創造的な経済や社会の発展に貢献することを目指していること、より多くの人々が文化芸術にアクセスすることを可能にすることを目指していることなど、今回の文化芸術基本法の改正の趣旨と同様の方向性を有している。

- この他、文化芸術の卓越性を重視し、自国が世界的な文化芸術の中心となることや文化芸術による国家ブランディングなどを重視するとともに、文化芸術が有する多様性や相互理解等の特徴から生み出される社会的包摂の機能や人々が幸福な人生（Well-being）を享受できる機能を重視するなど、文化芸術の有する様々な価値に着目して政策目標が設定され、文化芸術政策が国家戦略として、他の社会・経済政策とも相まって推し進められている。

- 例えば、2016年に英国政府が、文化政策の今後の方向性を示すものとして約50年振りに策定した文書（The Culture White Paper¹）においては、文化の価値を三つの側面（本質的価値、社会的価値及び経済的価値）から整理している。その上で、以下の四つを柱として、今後の文化政策の方向性及び関連する評価指標等を打ち出している。
 - 1 人生をスタートした場所に関係なく、全ての人々が文化に触れる機会を享受するべきである
 - 2 文化の豊かさが全国のコミュニティに恩恵を与えるべきである
 - 3 文化の力は私たちの国際的地位を向上させることができる
 - 4 文化の投資、レジリエンス、改革

- また、アーツ・カウンシル・イングランドでは、2010年から2020年の10年間の戦略的枠組「優れた文化芸術を全員に」（Great art and culture for everyone²）を2013年に改訂し、以下のように、五つの目標を定めている。このうち、1と2が最も重要な使命とされている。

¹ Department for Digital, Culture, Media & Sport (2016). *The Culture White Paper*
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/510798/DCMS_The_Culture_White_Paper__3_.pdf

² Arts Council England (2013). *Great Art and Culture For Everyone 10-year Strategic Framework 2010-2020*
<http://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/Great%20art%20and%20culture%20for%20everyone.pdf>

- 1 優れた文化芸術が発展し、美術館、博物館、図書館が賞賛されている
- 2 誰もが文化芸術を体験したり、インスピレーションを得たりする機会がある
- 3 美術館、博物館、図書館が弾力性のある回復力を持ち、持続可能である
- 4 美術館、博物館、図書館のリーダーシップと労働力は多様で高いスキルを有している
- 5 全ての子どもと若者は、美術館、博物館、図書館の豊かさを体験する機会がある

○ また、オーストラリア政府が2011年に定めた「国家文化政策-オーストラリアの未来に対するビジョンの策定」(The National Cultural Policy-Developing a Vision for Australia's Future³)においては、以下のように、四つの目標を定めている。

- ・ 政府が何を支えているか、そしてその支援がどのように提供されているかを確実にするために、21世紀のオーストラリアの多様性を反映し、先住民族の文化を保護し、支援する
- ・ 新しい芸術と創造的な産業の発展を支え、より多くの人々が芸術と文化にアクセスし、参加することを可能にする新技術と新しいアイデアの活用を奨励する
- ・ 革新と世界的な試みをサポートし、芸術が国内外でオーストラリアのストーリーを伝える役割を強化する
- ・ 社会と経済に貢献する芸術の能力を促進し、強化する

³ Australian Government, Department of the Prime Minister and Cabinet, Office for the Arts(2011). *The National Cultural Policy-Developing a Vision for Australia's Future*

<http://www.australiantheatreforum.com.au/wp-content/uploads/2014/05/national-cultural-policy-discussion-paper.pdf>

4. 文化芸術推進基本計画（第1期）の構造等

（1）文化芸術推進基本計画の位置付け

- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策に関する総合的かつ計画的な推進をするための基本的な事項その他必要な事項について政府が定め閣議決定するものであり、改正法により新たに位置付けられたものである。
- 現行の「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）」（平成27年5月閣議決定）（以下「第4次基本方針」という。）の内容とは、文化芸術の振興そのものの施策のみならず、関係府省庁の文化芸術関連施策を含む点、それらの施策に関する総合的かつ計画的な推進を求められている点において変更されている。
- 具体的には、文化芸術政策を推進するに当たっては、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の他分野の関連施策と有機的な連携を図りつつ、国においては文化庁が中心となり、関係省庁と一体となって取組を進めることが期待されている。
- このため、文化芸術推進基本計画は文部科学大臣が文化審議会の意見を聴いてその案を作成し、あらかじめ関係府省庁から成る「文化芸術推進会議」において連絡調整を図ることとされている⁴。
- 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化に対応するため、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の関係者が相互に連携・協働を図ることが重要であり、特に、文化芸術団体には、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承・発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められる。
- 地方公共団体には、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を策定する努力義務がある。これにより、地方における自主的・主体的な文化芸術推進施策の促進が求められている。例えば、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等に関する部局等との連携を図るなど、自主的かつ主体的に、文化芸術を活かした観光、まちづくりの推進及び福祉、

⁴ 平成29年11月10日に第1回文化芸術推進会議（議長：文化庁長官）が開催。

教育等の機関と連携した年齢や障害の有無等に関わらない文化芸術活動の場の充実等その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的に推進することが必要である。

- 文化芸術団体の役割，民間事業者を含む関係者相互の連携協働について規定されたことを踏まえ，文化芸術団体や民間事業者の代表が基本計画の議論に参画することとしており，文化審議会において審議経過についてヒアリングを行う予定である。また，国民の意見を反映するため，中間報告の策定後に意見公募を行うことを予定している。

(2) 文化芸術推進基本計画（第1期）の構造

- 法令上，文化芸術推進基本計画の年限についての定めはないが，国の政策に係る基本的な計画は教育振興基本計画や科学技術基本計画をはじめ通例5年程度となっており，現行の第4次基本方針が平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間とされていることから，今回の文化芸術推進基本計画の期間については平成32年度（2020年度）を中間年とする平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間の計画とする（中間年となる平成32年度（2020年度）に中間評価を実施し，中間年以降の第1期計画に基づく施策の推進や，第2期計画の策定に反映）。
- 文化芸術推進基本計画（第1期）を策定する際には，計画期間を超えて中長期的な観点も視野に入れて策定する必要があることから，中長期的な国の文化芸術政策の方針として，四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めるとともに，第1期計画期間中に展開する六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとした。
- また，六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）に対応する基本的な施策（「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」）を，関係府省庁の関連施策を含めて盛り込むこととしている。
- さらに，文化芸術推進基本計画に基づく施策の計画的な実施を図るとともに，国民への説明責任の向上に資するため，計画の進捗状況を適切に把握し，

今後の施策の改善に反映することが重要であり、計画期間内において、六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を対象に評価・検証を行うための「指標」を設定している。

II. 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 文化芸術推進基本計画（第1期）においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、以下のとおり、中長期的な視点からの四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めることとする。

四つの目標（「今後の文化芸術の目指すべき姿」）

～イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を更に切り拓く～

目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、活力ある社会が形成されている

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働しながら活躍している

- なお、ここで言う「文化芸術」は文化芸術基本法で使用されている「文化芸術」と同義であり、同法第8条から第13条に規定されている、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を指している。

(参考)

● 「文化芸術基本法」(平成 13 年法律第 148 号)(前文抜粋)

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

21 世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

● 「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第 4 次基本方針)」(平成 27 年 5 月閣議決定)(抜粋)

(我が国が目指す「文化芸術立国」の姿)

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020 年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

○ 四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）のイメージ

四つの目標が中長期的に目指す姿が具体的にどのようなものかを分かりやすく表現すると、例えば、以下のようにそれぞれの社会等のイメージを示すことができる。

目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている

- ・優れた文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている。
- ・最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受している。
- ・全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれている。
- ・文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・国内外での文化の国際交流・発信を通じて、我が国の国際的地位が向上している。

（文化芸術の社会的・経済的価値の意義）

- 文化芸術推進基本計画における文化芸術は、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広く捉えることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。

- すなわち、優れた文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることや、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や

雇用が生まれることは、文化芸術を通じて人々の創造性や表現力等を高めるとともに、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果も生むものである。

○ 各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等を地域の資源として効果的に投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につなげるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を文化の国際交流・発信を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。

○ 著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・マーケットの育成や、後述（目標3参照）のとおり文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

- ・ 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信されている。
- ・ 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、相互理解が進み、心の豊かさが形成されている。
- ・ 文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進んでいる。
- ・ 文化遺産を媒介として文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができる。
- ・ 在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信している。
- ・ あらゆる文化機関で年齢、性別等の多様な専門的人材が活躍している。

(文化芸術の多様性と社会包摂の意義)

- 文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。

こうしたことから、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが求められている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承・発展・創造するため、各地域の歴史等に根差した文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。

- 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から日本へ文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、日本から海外へ日本の文化芸術が発信されること、文化施設・国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進むこと、文化遺産を媒介により文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができること、在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信すること等により、文化芸術を通じて世界各国の人々を触発し、我が国及び世界において文化芸術活動の相互交流が活発に行われることは、心豊かな社会の形成に資するものである。

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が重要である。

- 日本語は、日本の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、日本の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待される。

- 著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

- ・ 多くの人々が我が国の文化芸術を誇りに感じている。
- ・ 若手をはじめ多様な新進芸術家等の人材が次々と育成され、国内外の文化芸術の場で活躍している。
- ・ 文化創造の基盤である文化財が確実に継承され、その価値が共有されている。
- ・ 文化財に加えて、芸術や芸能の知識・技能・物品等が次世代に確実に継承されている。
- ・ 劇場・音楽堂、美術館、博物館等の文化施設の創造・鑑賞活動に多くの人々が参加している。
- ・ 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会がある。

(文化芸術の振興と教育の重要性)

- 我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統、衣食住の文化など暮らしの中に文化が根付いている伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われている。こうした日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、日本人自身がその価値を十分に認識し、これを維持、継承、発展させることが重要である。
- 文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞機会や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術に触れる体験は、豊かな

人間性・創造性をかん養し、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらすものである。

- 文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮することが重要である。
- 世界に誇れる我が国の優れた文化芸術を次世代へ継承するためには、芸術家等文化芸術を担う者の功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へとつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要である。
- 劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点である。また、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。さらに、劇場・音楽堂等は、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。
- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。
- 暮らしの文化⁵は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、正に、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり日本の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしている。

⁵ 文化芸術基本法第12条で規定されている茶道、華道、書道、食文化その他の生活の文化である生活文化及び囲碁・将棋その他の国民的娯楽である国民娯楽や、人々が文化的な営みを行う上で欠くことができない文化芸術という観点から、祭礼、年中行事などの有形・無形の文化財等が含まれる。

○ 言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が多い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。

○ 著作権等は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤をなすものである。また、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。

また、今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働して活躍している

- ・ 年齢、性別など多様でスキルの高い専門的人材が多く、文化施設や文化芸術団体で活躍している
- ・ 文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有し、地域のプラットフォームが形成されている。
- ・ 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・ 地域の芸術祭等に多くの人々が参加するなど、多くの人々が地域の文化的環境に満足している。

(地域の文化芸術の推進の意義)

- 少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足、文化芸術の専門的人材の育成・確保が指摘されているなど、地域の文化芸術を支える基盤のせい弱化に対する危機感が広がっている。このような中で、国は、地方と緊密に連携しつつ、我が国全体の文化力向上に向けて先進的に取り組み、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親しめるよう、その担い手の育成や創造・活動の場に向けた取組に努めることが重要である。
- 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者、芸術家、学校等、文化施設、社会福祉施設、NPO・NGO、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化政策を展開することが重要である。

(文化芸術を支える専門的人材)

- 文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館における学芸員や劇場・音楽堂等の各種専門職員等、多様で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。特に文化財の修理等の担い手については、その育成・確保が求められている。

○ 学芸員については、美術館・博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館・博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材の配置を見直すことが重要である。

○ 在留外国人が増加している中、我が国において外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するためには日本語の習得が不可欠である。そのためには、日本語教育実施機関・施設等における日本語教育の専門性を有する人材の確保が重要である。

(文化芸術団体、文化施設、文化ボランティア)

○ 文化芸術の継承、発展及び創造において文化芸術団体や文化施設等が果たす役割は重要である。また、文化芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術活動を支える重要な人材である。

III. 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（2018～2022年度の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ、以下に掲げる六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。

六つの戦略（「今後5年間の文化芸術の基本的な方向性」）

戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

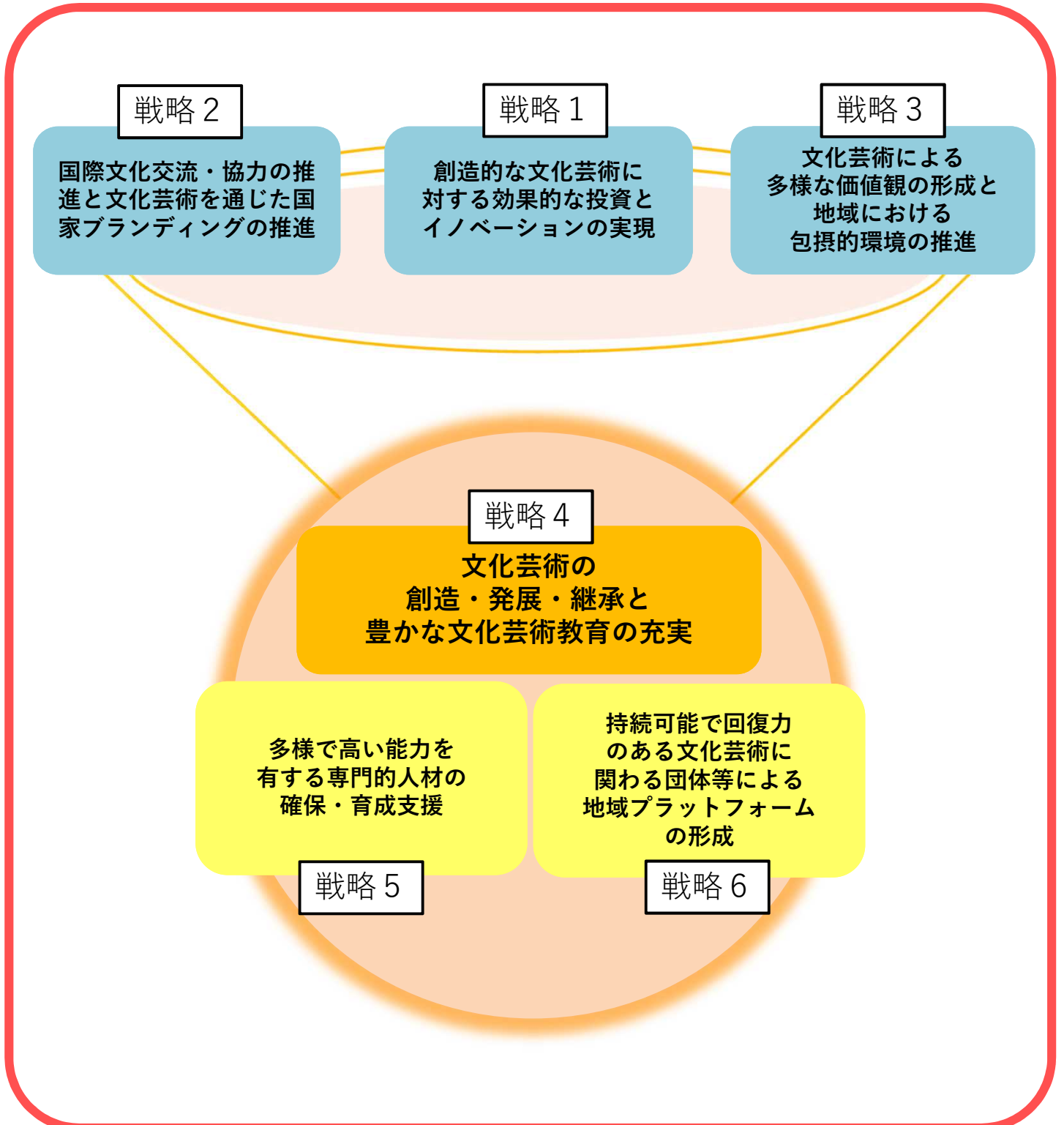
- 上記のうち、戦略1、戦略2及び戦略3については、主として今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期視点）の目標1及び目標2に対応し、主に文化芸術の社会的・経済的価値の醸成に関わるものであり、戦略4、戦略5及び戦略6については、主として同じく目標3及び目標4に対応し、主に文化芸術の本質的価値の醸成に関わるものである。

- 改正基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や改正基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛む。

- 各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

今後5年間の文化政策の基本的な方向性 相互の関係性

イノベーションと多様性で文化芸術の新たな価値を切り拓く



戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

(1) 基本的な方向性

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、更に複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術によるイノベーションを実現す

- 我が国が永年育んできた豊かな文化芸術資源の基盤をより強固にすることを旨とする。更に、新たなビジネスモデル、産業やマーケットの育成、他分野への活用を促すことにより、新たな文化芸術の価値を創造し、文化芸術自体のイノベーションを起こす。
- 文化芸術関連分野と連携・協働することにより、今ある優れた我が国の文化芸術を含む多様な分野から新たな文化芸術の価値が創造されるとともに、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、複合領域等の新たな文化芸術が萌芽することを目指す。また、日本の商品やサービスの海外需要拡大や伝統的工芸品産業、コンテンツ産業等を文化芸術に関連する産業やマーケットの育成を通じて新たな文化芸術の価値を創造するなど、文化芸術によるイノベーションを実現する。
- 我が国が得意とする IT、デジタル技術、マンガ、アニメ等のメディア芸術⁶及び、創造性の高い又は独自の伝統文化を活用した舞台芸術作品をはじめ、オリジナル性に富んだ作品の創造等も含めた舞台芸術等を推進する。また、関係機関等と連携し、訪日外国人が舞台芸術分野に触れる機会を増やすことを目指す。
- 世界的にも高い評価を得ている我が国のメディア芸術について、更なる芸術水準の向上を目指していくことが重要であり、各種施策を通じて積極的に海外展開していく。また、メディア芸術の将来を担うクリエイターが国際的に活躍できるようにすることや、国際的な映画祭等で日本人監督が活躍するなど、世界に通用する監督等を育成する。

⁶ メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術のこと。

- 古美術から近現代美術を含め、日本美術については、国内外の専門家の育成・交流促進を通じた理解増進に加え、世界的な美術展やアートフェア等の機会を通じて、世界においてその価値を高めていく。
- 衣食住の文化を含む暮らしの文化は、舞台芸術や美術、文化財などとも互いに分野横断的に密接に関わっており、また、技術や用具、原材料の維持・継承などを通じて、暮らしの文化の活動を支えるとともに、ファッション産業等を含む地場産業が地域活性化に貢献したりするなどの可能性を秘めていることから、これらを全体として振興する。
- 暮らしの文化の一部である食文化は、例えば和食文化で言えば、日本の自然が育んだ食材を選び調理すること、食べる前に「いただきます」という感謝の気持ち、器や調度品などで季節感を楽しむこと等に現れているように、私たちの生活の様々な場面で見られる「自然の尊重」の精神に立った、食事のとり方や食に関する習わしである。このため、それぞれの分野で食文化を支えるヒト・モノの育成に資するよう、それらを食文化全体として振興していく必要がある。このような観点から、和食文化の国内外における発信、国産花きや国産茶の需要拡大、鯨類の文化や食習慣等に関する情報発信等を行う。
- 文化財の積極的な保存・活用により、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、広域周遊観光の促進、最先端観光コンテンツの開発等も含め、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進めるとともに、そのような取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用に生かす好循環を創り上げることを目指す。
- 著作権等については、イノベーションの促進のため、我が国の成長戦略の観点から、今日、I o T・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められていることや、先述（目標1参照）の文化芸術関連産業・マーケットの育成や文化芸術の基盤整備の重要性を踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組む。

(2) 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ 関連分野と連携協働した新たな文化芸術の価値の創造
- ・ 文化芸術に関連する産業やマーケットの育成を通じた新たな文化芸術の価値の創造
- ・ 途上国等に対する放送コンテンツ等の提供
- ・ 食文化やファッション等を含む暮らしの文化の継承・振興
- ・ クールジャパン機構による出資等日本の特色を生かした商品やサービスの海外における需要の開拓, 伝統的工芸品産業の振興, コンテンツ産業の強化等
- ・ 和食文化の普及・継承, 地域における食文化の継承, 食文化発信による日本産農林水産物・食品の需要創出の取組
- ・ 国産花きの需要拡大, 国産茶の需要創出に向けた取組, 鯨類に関する文化・食習慣や鯨類の利用についての情報発信
- ・ 広域周遊観光の促進, 最先端観光コンテンツの開発
- ・ 全国・地域の芸術祭
- ・ 文化財の公開・活用, 日本遺産, 歴史文化基本構想等の推進
- ・ 歴史・文化を活かしたまちづくりの推進, 明日香村における歴史的風土の創造的活用の推進
- ・ 複合領域による新たな文化創造
- ・ 新たな文化の創造の萌芽支援
- ・ メディア芸術の振興
- ・ VR, デジタルアーカイブの共有等デジタル技術・情報通信技術の活用の推進
- ・ 著作権等の保護及び利用

戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

(1)基本的な方向性

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 国際社会において我が国の国家ブランディングを構築していくに当たっては、外国人がクールと捉える日本固有の魅力や海外における日本の文化資源、優れた日本のコンテンツ等を含め、我が国の優れた文化芸術を戦略的かつ積極的に発信し、日本の存在感の確保、対日理解の醸成など文化芸術を通じた相互理解、親日層の形成等を図っていく。このことは、親日国の形成、親日的な雰囲気醸成など文化外交上の目的にも資するとともに、日本製品の輸出拡大、インバウンド観光の促進など地方創生にもつながるものである。
- 優れた文化プログラムや訪日プロモーション、国立公園の情報発信等を通じて海外から文化芸術を目的に多くの人々が日本を訪れ地域で国際交流が行われることは、文化芸術を通じた相互理解につながるとともに、国家ブランディングにも貢献するものである。その際、文化施設や地域観光資源等の多言語化対応を進めることが重要である。
- 2020年東京大会をはじめとする一連の大型スポーツ・イベントと文化芸術事業を連動させ、相乗効果を図ることや、外交上の周年事業や、首脳間の合意等に基づき、効果を最大とするような時期及び国・地域にて、戦略的に大規模な文化事業を展開する。
- 日本各地における海外の芸術家等の受入れやオリンピック文化イベントを実施し、地域における文化活動の活性化を図るとともに、世界の幅広い地域への日本の文化人・芸術家等の派遣等や、海外での日本文化紹介・発信事業を通じて、日本が有する多様な文化芸術（伝統芸能、日本美術、和食、伝統的工芸品、茶道、華道、マンガ及びアニメ等）への理解を促進すべく積極的に相互交流・対外発信を行う。

- メディア芸術分野においては、優れた文化的価値を有する日本のメディア芸術作品の振興を通じて日本ブランドを構築するとともに、国内外におけるメディア芸術の認知度を高めること、メディア芸術と他分野との連携を通じた地方創生、共生社会を実現する。
- 美術分野については、トリエンナーレ等の芸術祭の開催や芸術家・文化人・学芸員、美術館・博物館等とのネットワーク形成、海外の美術館への支援、海外における展覧会の開催、解説等の多言語化対応の推進等を通じて、日本の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う。
- 日本語学習者については、海外では約 366 万人（平成 27 年）、国内では約 22 万人（平成 28 年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標 2 参照）のとおり、日本語学習者は、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 第 4 回日中韓文化大臣会合で合意された「上海行動プログラム」に基づき平成 26 年以降進められてきた日中韓文化都市交流については、日中韓 3 か国で選定した都市において、交流を行いつつ、様々な文化芸術活動動を実施してきたところであり、今後も日中韓を中核として、東アジア圏の都市間の文化のネットワークの更なる充実を図る。また、ASEAN や欧州都市との連携も視野に入れて取り組む。
- 文化芸術における国際協力については、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。
- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

(2)今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ 文化プログラムの展開・国際文化交流・協力の推進（文化交流使，アーティストインレジデンス⁷，日中韓の文化交流，日本美術海外展等）
- ・ 文化財国際協力の推進
- ・ クールジャパン戦略の推進
- ・ 外務省・国際交流基金の文化事業（在外公館等を通じた日本文化紹介・発信，日本語教育，日本研究支援，人物交流）
- ・ 海外での大規模日本文化紹介事業（大型文化事業，ジャポニスム2018）
- ・ ジャパン・ハウスにおける日本文化を含む多様な魅力の発信
- ・ 訪日プロモーション事業，MICE⁸誘致の促進，地域観光資源の多言語解説整備支援
- ・ 海外日本庭園再生プロジェクト
- ・ 国立公園の情報発信の強化，基盤的な利用施設の整備，アクティビティーの充実
- ・ 国内外における日本語教育の普及及び充実
- ・ 文化施設における多言語化対応の推進
- ・ 近現代の文化遺産や美術への対応
- ・ 日本文化等の多様な魅力の戦略的発信
- ・ 日本の放送コンテンツの海外展開等の強化
- ・ 著作権等の保護及び利用

⁷ 国内外の芸術家等が一定期間滞在し，様々な交流を通して創作活動等に有益となるプログラムを提供する取組。

⁸ MICEとは，企業等の会議（Meeting），企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel），国際機関・団体，学会等が行う国際会議（Convention），展示会・見本市，イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり，多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

(1) 基本的な方向性

文化芸術活動に触れられる機会を、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるとともに、高齢者や障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 「文化に関する世論調査」(平成28年内閣府)によると、国民の直接鑑賞経験率は全体で59.2%であるが、年齢によって鑑賞活動にばらつきが生じているのが現状である¹⁰。今後は、年齢や居住地等にかかわらず文化芸術活動に触れられる機会を確保していくことが重要である。また、地域の芸能・祭りへの参加や、習い事等の非鑑賞活動¹¹は28.1%と低いことから、人々が日常的に文化芸術活動に慣れ親しみ、参画できる環境を整えることが重要である。

なお、18歳未満の子供や障害者、在留外国人の文化芸術活動の状況については詳細が把握できていないことから、今後、国は、18歳未満の子供や障害者、在留外国人も含めた文化芸術活動の状況について、調査研究することが必要である。

- 舞台芸術の社会的価値を上げる活動を実演者等の関係者が積極的に行うなど、文化芸術が一部の愛好者のためのものでなく、全ての国民のものであると認識されることを目指す。また、障害者福祉や児童福祉の観点から行われる文化芸術活動を含め、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられる機会を享

⁹ この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがあるか聞いたところ、「鑑賞したことがある」とする者の割合

¹⁰ 20～29歳の鑑賞経験率は75.4%となっている一方で、高齢者の鑑賞経験率は60～69歳が55.7%、70歳以上が45.4%となっている。また、直接鑑賞しなかった者に対し、美術館や博物館での鑑賞促進策を聞いたところ、「入場料が安くなる」(32.6%)のほか、「住んでる地域やその近くに美術館・博物館ができる(増える)」(30.7%)、「閉館時間が遅くなり、夜間でも鑑賞できるようにする」(19.2%)等が挙げられている。

¹¹ この1年間に、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援するなど、文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことがあるか聞いたところ、「活動したことがある」とする者の割合

受できる環境を整えることや、各地域の歴史等に根ざした多様な文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図る。

- 美術分野については、子供、若者、高齢者、障害者等が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラムや地域の学校、NPO等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス等を通じて、全ての人が生涯を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れられるようにすることを目指す。
- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努める。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備を目指す。このことは、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等の被害からの復興に向けて、地域の力を取り戻す礎となるものである。
- 日本語学習者については、海外では約366万人（平成27年）、国内では約22万人（平成28年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標2参照）のとおり、日本語学習者は、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 先述（目標2参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

(2)今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ 高齢者の文化芸術活動の支援
- ・ 障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 子供の文化芸術活動の支援
- ・ 障害者芸術文化活動の普及支援, 障害者芸術・文化祭の開催, 障害者芸術・文化祭のサテライトの開催
- ・ 在留外国人等の文化芸術活動や国内外での日本語学習の支援
- ・ 社会教育としての文化芸術教育, 著作権教育, 国語教育(子供を含む)
- ・ 著作権等の保護及び利用
- ・ 地域における文化芸術振興, 沖縄文化, アイヌ文化等(被災地を含む)
- ・ 地域の文化芸術活動の場の充実
- ・ 児童福祉文化財, 児童福祉週間

戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

(1)基本的な方向性

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであると同時に、新たな需要や高い付加価値を生み出し、活力ある社会を構築していくために必要不可欠なものである。
- このため、芸術家の自由な発想に基づく創造活動に対して支援を行うとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、我が国の優れた文化芸術の創造・継承・発展を図る。
- 文化の祭典であり、世界が注目する2020年東京大会を契機として、我が国の舞台芸術が世界的に正当に評価され、舞台芸術活動創造や芸術に関する専門性が活かされる仕事が若者たちの憧れとなり、舞台芸術分野の優れた人材に活躍の場が与えられる好循環が生まれるようにすることを目指す。
- メディア芸術、美術、舞台芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものであり、将来にわたって保存する観点から、文化遺産として保存・継承を図ることが重要である。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけでなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指す。
- 美術分野では、先述（目標3参照）のとおり、優れた文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信の拠点である美術館・博物館・図書館を充実する。
- 衣食住を含む暮らしの文化は、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代と共に変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、舞台芸術や美術、文化財などとも互いに密接に関わりあっているなど分野横断的で、かつ日本人の生活に深く根ざしているものであり、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能をしている。

今後、国が暮らしの文化を振興するに当たり、暮らしの文化の特性に留意しつつ、調査研究を行い、その範囲の検討を行うことが必要である。

- 過疎化や少子高齢化等、我が国の社会状況の急激な変化により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財の指定等の推進や、適切な修理等を実施するとともに文化財保護制度について、これからの時代を切り拓くにふさわしいものとするための見直しを進める。【今後の検討状況に応じて更新】

また、文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進める。

- 文化芸術に関する教育については、音楽や美術などの芸術教育による表現や鑑賞を通じて、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成する。また、我が国の歴史・文化やふるさとについて理解するに当たって、文化財は欠くことが出来ないことを踏まえ、文化財と教育との連携をより緊密なものとするよう取り組む。暮らしの文化では、次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図るため、小中学生の時から、可能な限り暮らしの文化に触れる機会を設ける等など長期的な視野での施策の展開が必要である。

- 先述（目標3参照）のとおり、文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指す。

- 著作権等については、先述（目標3参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。その際、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用を巡る環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっていることを踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。

また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

(2)今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ 全国レベルの芸術祭の開催
- ・ 芸術の振興
- ・ 芸能の振興，伝統芸能の継承・発展
- ・ 物品の保存，知識及び技能の継承
- ・ 新進芸術家等の育成
- ・ 文化財の保存と活用
- ・ 食文化やファッション等を含む暮らしの文化の継承・発展
- ・ 著作権制度等の整備
- ・ 著作権に関する普及啓発及び学校等における著作権教育の充実
- ・ 国語の正しい理解
- ・ 劇場・音楽堂等の活性化
- ・ 美術館，博物館，図書館等の充実
- ・ 顕彰
- ・ 文化財の保存修復等に関する人材の育成，美術館・博物館等の専門人材の育成・研修
- ・ 学校教育における文化芸術教育，著作権教育，国語教育
- ・ 子供の文化芸術体験機会の充実
- ・ 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

(1) 基本的な方向性

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

- 芸術家等のみならず、文化芸術を支える人材は、我が国の文化芸術の持続的な発展に必要であることから、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材（文化施設・文化芸術団体の経営者、アートマネジメント人材、マーケティング人材、企画制作者、舞台技術者・技能者、美術館博物館における学芸員・各種専門職員等）を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等を通じた専門的人材を育成する。
- メディア芸術においては、国内外において創作活動の機会を創出するために、キュレータ、教育者やアートマネジメントなどの文化的環境を構成する多様な人材の育成を目指す。
- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、学芸員等の文化財の適切な保存・活用の在り方について専門的な知見を持つ人々の育成を進める。また、文化財の修理等の担い手の拡大を図るため、子供の頃から文化財の魅力に触れることのできる機会の充実を図る。
- 地方公共団体においては、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を踏まえ、その特色を生かした活動を推進すべきであり、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待される。

(2)今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ NPO やボランティアを含む地域の文化芸術活動の担い手の育成
- ・ マネジメント人材, 技術者等の多様な人材の確保
- ・ 芸術家, マネジメント人材等のキャリア形成支援, 活動環境等に関する諸条件の整備, 地位向上
- ・ 文化芸術団体のマネジメントの強化
- ・ 文化財の保存修復等に関する人材の育成・研修, 美術館・博物館等の専門人材の育成・研修
- ・ 日本語教育人材の育成・研修の充実

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(1) 基本的な方向性

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う、持続可能で回復力のある地域の連携・協働を推進するプラットフォーム(関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

- 地域の文化芸術活動を活性化するためには、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者、芸術家、学校等、文化施設、社会福祉施設、NPO・NGO、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化政策を展開することが重要である。また、これらの関係機関等による対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み、地域版アーツカウンシル等の地域の連携・協働を推進するプラットフォームを形成することを目指す。
- 関係機関等の中でも、文化芸術団体や文化施設等の職員は文化芸術の発展に積極的な役割を果たすことが求められており、これらが特に自立して継続的に活動するために必要な経営力、企画力、法令順守対応等のマネジメント力を強化することを目指す。
- 文化芸術を一層振興するためには、国や地方の財政が厳しい中、公的財政による支援のみではなく、寄附文化の醸成に向けた取組、文化芸術に係る税制の改善やその活用に向けた取組の周知、幅広く文化芸術が支援される方策を検討し、民と官の多様な連携が振興するよう、文化芸術に係る多様な財源を確保することを目指す。
- 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに、海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すこと、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む活動を推進する。
- 文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究を通じて、エビデンスに基づいた政策立案の機能を強化する。

(2) 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策(調整中)

- ・ 地域のプラットフォーム創り
- ・ 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等によるネットワーク創り
- ・ 地方公共団体及び文化芸術団体への多様な財源の先進的な情報の提供と共有
- ・ 民間の支援活動の活性化, 多様な財源の先進的な事例の提供
- ・ 民間事業者を含む関係機関相互の連携強化
- ・ 政策形成への民意の反映, エビデンスの充実
- ・ 民間をはじめ多様な財源の確保

IV. 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立

（基本的な考え方）

○ 文化芸術推進基本計画（第1期）に基づく文化芸術推進施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上を果たす観点から、以下のような評価・検証サイクルを確立することとする。

- ・「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」（目標）、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）、「今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策」の関係性について、関係者のみならず国民一般も論理的に理解できるように可視化すること。
- ・計画期間内（平成30～34年の5年間）において実施する基本的な施策群を含む政策の評価・検証を行うため、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）を対象に、精選して設定した指標を用いて単年度ごとに評価・検証しフォローアップを行うなど、計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映すること。
- ・単年度ごとに加えて、中間年（平成32年度）の終了後には、中間評価を実施し、中間年以降の第1期計画に基づく施策の推進や、第2期計画の策定の検討に反映すること。

（指標の位置付け）

- 評価・検証する際には、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、それぞれの戦略ごとの指標に基づく状況全体から進捗状況を適切に把握することが重要である。
- 指標は、計画を評価・検証しフォローアップを行う際のよりどころとなるものであり、指標の内容を達成することが目的ではないことに留意する。

（指標の設定の在り方）

- 指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定することとし、また、文化芸術の各分野の特性に十分留意しつつ、定量的のみならず定性的評価を含む質的評価を重視する。
- 指標についてはアウトカム指標を基本とする。
- 指標の設定の際には、それらの達成が自己目的化し、政策全体、すなわち本来の基本的な方向性（戦略）等とかけ離されないように留意する。
- 現時点で指標に必要なデータ等がない場合には、第1期計画期間中の指標の開発を検討することとする。適切な指標を開発するため、国内外の情報や

各種データの収集・分析等文化芸術政策に係るエビデンスを蓄積することとする。

(進捗状況を把握するための指標候補)

別紙参照

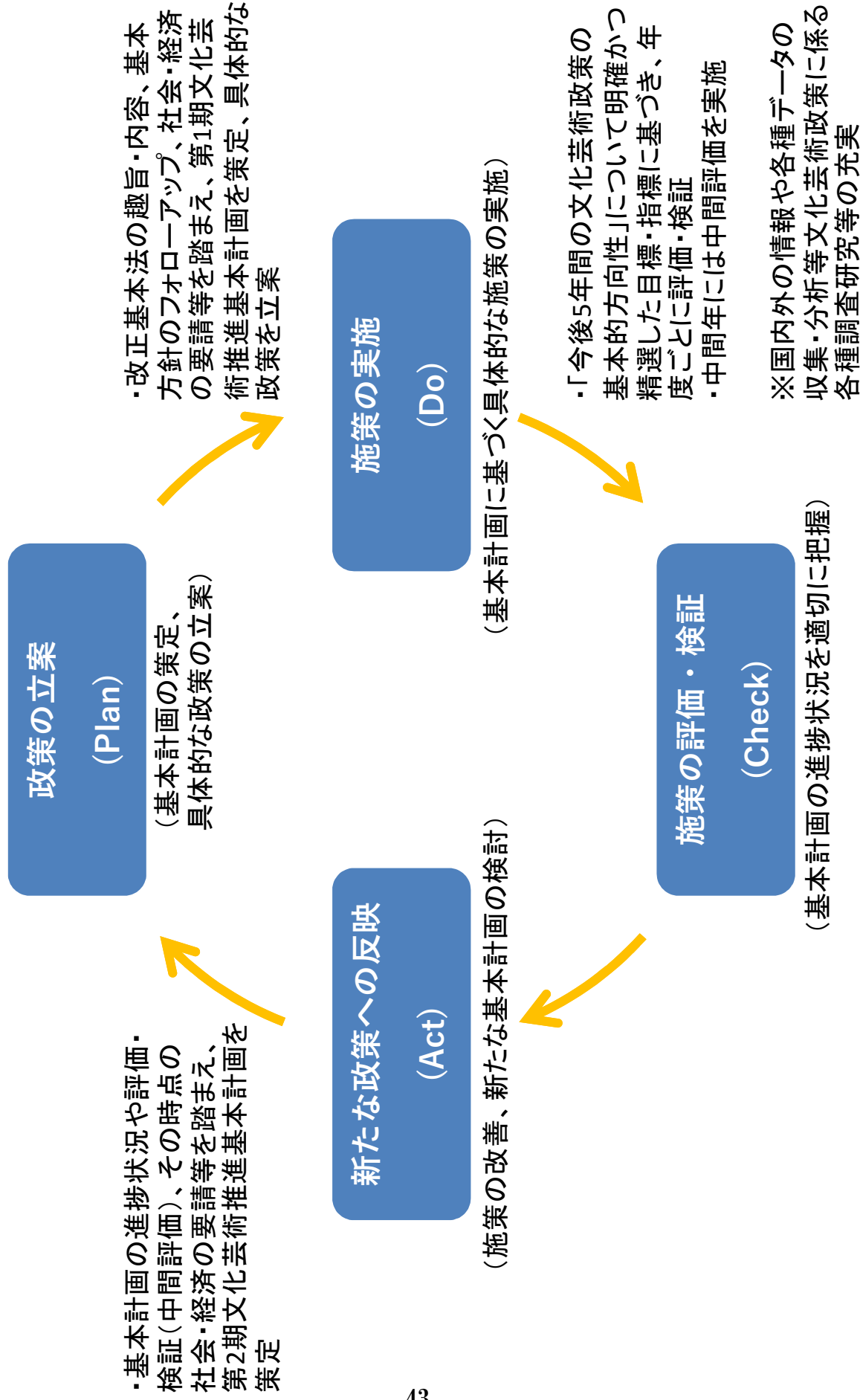
(調査研究、政策立案機能の充実等)

- 指標開発のみならず、望ましい文化政策を企画立案・評価するためには、文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が重要である。
- 大学や文化芸術団体等と連携し、国内外の文化政策の動向や文化芸術の活動実態等に係る情報の収集・分析、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び経済波及効果などの経済分析、文化芸術の関係者や施設に関するデータ等の収集・調査分析等を継続的に行う機能・ネットワークが必要である。
- このような調査研究機能を確保し、そこで得られた結果を活用してエビデンスに基づいた政策立案の機能を強化していくべきである。

(地方公共団体における取組への期待)

- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の指標は国として設定するものであり、各地方公共団体において地方文化芸術推進基本計画等を策定する際には、これらの指標を参酌し、地域の実情に応じた指標を設定した上で、全国レベルの進捗状況と比較することなどにより、適切に現状を把握し、施策の改善やそれぞれの地域における計画等の策定・変更等に生かすことが期待される。

文化芸術推進基本計画に係る評価・検証サイクルの確立



V. 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められているとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転についての取組が進められているが、文化芸術基本法は文化政策の根本法とも言うべき法律であり、今後の文化行政の機能強化についても、新しい文化芸術基本法に基づき考えられるべきものである。
- 新しい文化芸術基本法に基づく政策をけん引するため、文化庁の機能強化を通じて、平成30年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、第1期文化芸術推進基本計画に基づく文化政策を強力にけん引することが求められる。
- 「新・文化庁」は、文化芸術立国を目指し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、今日の政策ニーズに対応し、関連分野における施策との有機的な連携が取れる組織体制を構築する必要がある。「新・文化庁」への組織改革は、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、①時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応することが必要であるとともに、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進する、②関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制を取ることで、新たな領域への積極的な対応を強化することが必要である。

戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等
1C	文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査研究中。第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 ● H26:文化 GDP 約 8.8 兆円(総 GDP の約 1.8%。諸外国は3~4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(株)ニッセイ基礎研究所委託) ● 文化産業:美術・音楽・舞台芸術・文学, 博物館・美術館, 映画, 写真, デザイン・サービス, その他(個人授業等), 放送, 出版, レコード音楽, ゲーム, その他(遊技場・娯楽業等)
	(参考)文化芸術関係産業の市場規模	H26:7兆 8904 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省監修「デジタルコンテンツ白書」 ● 動画, 静止画・テキスト, ゲーム, 音楽・音声, 複合型
	① デジタルコンテンツの市場規模	H27:7兆 9434 億円	
	② アニメーション市場規模	H24:2,330 億円 H25:2,428 億円 H26:2,595 億円 H27:2,792 億円 H28:2,520 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● (株)メディア開発総研発表資料 ● 劇場用アニメ, アニメビデオソフト(セル/レンタル), テレビアニメ, 配信(PC, IPTV, スマートフォン・フィーチャーフォン向け) <p>※H27 より配信市場の算出方法を変更</p>
	③ マンガ販売金額	H26:4,456 億円 H27:4,437 億円 H28:4,454 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● (公社)全国出版協会 出版科学研究所「出版指標 年報」 ● 単行本, 雑誌, 電子書籍
	④ 映画の興行収入	H25:1,942 億円 H26:2,070 億円 H27:2,171 億円 H28:2,355 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● (社)日本映画製作者連盟資料
⑤ 音楽・音声収入	H23:13,341 億円	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省監修「デジタルコン 	

		H24:13,639 億円 H25:13,252 億円 H26:13,367 億円 H26:13,861 億円	テンツ白書」
	⑥ 国内の旅行消費額	H26:22.6 兆円 H27:25.5 兆円	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光庁「観光白書」 ● 日本人国内宿泊旅行, 日本人国内日帰り旅行, 日本人海外旅行(国内分), 訪日外国人旅行
2B 3E	国民の鑑賞, 鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	(戦略3参照)	(戦略3参照)
1D 4C	歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史文化基本構想策定件数: 60 件(平成 29 年4月時点) ● 保存活用計画策定件数: 903 件(平成 29 年6月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の企画調査会における議論も踏まえて必要な場合は更新。
1B	文化遺産オンラインの訪問回数・登録件数	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問回数: 約 172 万回(平成 28 年度) ● 登録件数: 123,409 件(平成 29 年4月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁
4B	国立美術館・博物館の寄付金等の受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立美術館 H28 年度 847 百万円 ● 国立文化財機構 H28 年度 754 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人国立美術館 第 16 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表 ● 独立行政法人国立文化財機構 第 10 期事業年度(平成 28 年度)財務諸表

戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進への貢献

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等													
2C	(参考)訪日外国人数	<ul style="list-style-type: none"> H23: 622 万人 H27: 1974 万人 H28: 2404 万人 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府観光局(JNTO) 毎月実施 													
	(参考)訪日外国人が訪日前に期待していたこと	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人が訪日前に期待していたこと(20 項目から複数回答)(%) <table border="1"> <tr> <td>日本食を食べること</td> <td>71.2</td> </tr> <tr> <td>自然・景勝地観光</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>日本の歴史・伝統文化体験</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>美術館・博物館</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>日本のポップカルチャーを楽しむ</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>映画・アニメ縁の地を訪問</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>舞台鑑賞</td> <td>4.4</td> </tr> </table>	日本食を食べること	71.2	自然・景勝地観光	47.9	日本の歴史・伝統文化体験	16.8	美術館・博物館	13.9	日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4	映画・アニメ縁の地を訪問	4.9	舞台鑑賞	4.4
日本食を食べること	71.2															
自然・景勝地観光	47.9															
日本の歴史・伝統文化体験	16.8															
美術館・博物館	13.9															
日本のポップカルチャーを楽しむ	10.4															
映画・アニメ縁の地を訪問	4.9															
舞台鑑賞	4.4															
2C	日本を留学先として選んだ理由(複数回答)として、「日本語・日本文化を勉強したかったため」と回答した率	<ul style="list-style-type: none"> H23: 49.6% H25: 45.1% H27: 47.3% 	<ul style="list-style-type: none"> (独)日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」 2年ごとに実施 対象:大学(大学院含む), 短期大学, 専修学校(専門課程), 準備教育機関及び日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生 													
2E	在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人数に占める日本語学習者数の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26 末</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>H27 末</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>H28 末</td> <td>9.1%</td> </tr> </tbody> </table>		割合	H26 末	8.2%	H27 末	8.6%	H28 末	9.1%	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「日本語教育実態調査」 法務省「在留外国人統計」 日本語教育実施機関・施設等: 大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等 毎年実施 					
	割合															
H26 末	8.2%															
H27 末	8.6%															
H28 末	9.1%															
2E	国内外の日本語教育実施機関・施設等における日本	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習者数の増加率 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人数</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人数	増加率				<ul style="list-style-type: none"> 文化庁「日本語教育実態調査」 日本語教育実施機関・施設等: 							
	人数	増加率														

	語学習者数の増加率	<table border="1" data-bbox="560 103 1005 241"> <tr> <td>H26 末</td> <td>174,359</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27 末</td> <td>191,753</td> <td>+11.2%</td> </tr> <tr> <td>H28 末</td> <td>217,881</td> <td>+13.6%</td> </tr> </table> <ul data-bbox="555 253 1015 477" style="list-style-type: none"> ● 海外における日本語学習者数の推移 平成 21 年 3,651,232 人 平成 24 年 3,985,669 人 +9.2% 平成 27 年 3,655,024 人 -8.3% 	H26 末	174,359		H27 末	191,753	+11.2%	H28 末	217,881	+13.6%	<p data-bbox="1098 103 1490 230">大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等</p> <ul data-bbox="1042 248 1490 566" style="list-style-type: none"> ● 毎年実施 ● 国際交流基金「海外日本語教育機関調査」 ● 日本語教育実施機関・施設等: 初等・中等・高等教育機関, 民間日本語学校等 ● 3年毎に実施 	
H26 末	174,359												
H27 末	191,753	+11.2%											
H28 末	217,881	+13.6%											
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	<ul data-bbox="555 633 1015 808" style="list-style-type: none"> ● 日本語教師養成・研修講座の受講者数 H27: 26,241 人 H28: 29,267 人 	<ul data-bbox="1042 633 1490 952" style="list-style-type: none"> ● 文化庁「日本語教育実態調査」 ● 日本語教師養成・研修実施機関・施設等: 大学等機関, 地方公共団体・教育委員会, 国際交流協会, 法務省告示機関・任意団体等 ● 毎年実施 										
2B	文化プログラムの認証件数	<ul data-bbox="555 1021 1015 1290" style="list-style-type: none"> ● 東京 2020 文化オリンピック 747 件 beyond2020 プログラム 1,195 件 (平成 29 年9月時点) ● 文化情報プラットフォームへの文化イベント掲載件数: 1,900 件 	<ul data-bbox="1042 1021 1490 1429" style="list-style-type: none"> ● 東京 2020 文化オリンピックの認証件数: 組織委員会 ● beyond2020 プログラムの認証件数: 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局とりまとめ ● 文化情報プラットフォームの掲載件数: 文化庁 										
2C	劇場・音楽堂等における多言語化対応率	<ul data-bbox="555 1498 1015 1673" style="list-style-type: none"> ● 「施設の多言語化について、「対応している」「一部のみ対応している」と回答した国公立劇場・音楽堂等の割合 <p data-bbox="555 1688 667 1720">H28 年度</p> <table border="1" data-bbox="555 1727 1015 2020"> <tr> <td>国公立全体</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>国立</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>27.2%</td> </tr> <tr> <td>市・特別区(30 万人以上)</td> <td>28.3%</td> </tr> </table>	国公立全体	15.9%	国立	100%	都道府県	45.5%	政令市	27.2%	市・特別区(30 万人以上)	28.3%	<ul data-bbox="1042 1498 1490 1720" style="list-style-type: none"> ● 文化庁「劇場, 音楽堂等の活動状況に関する調査」(委託実施主体(公社)全国公立文化施設協会) ● 概ね毎年実施
国公立全体	15.9%												
国立	100%												
都道府県	45.5%												
政令市	27.2%												
市・特別区(30 万人以上)	28.3%												

2D 1E	文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化遺産保存修復等に関する国際協力の状況について定性的・質的に評価を行う。 	(参考) <ul style="list-style-type: none"> ● 文化遺産保護に関する人材養成研修等のために派遣した人数:180人(平成28年度) ● 文化遺産保護に関する人材養成研修等に海外から参加・招へいした人数:820人(平成28年度)
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略1参照)	(戦略1参照)

戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるとともに、高齢者や障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等																																																																						
2B	国民の鑑賞，鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>鑑賞活動</th> <th>鑑賞活動以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>50.9%</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>62.8%</td> <td>23.7%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>59.2%</td> <td>28.1%</td> </tr> </tbody> </table>		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H15	50.9%	16.4%	H21	62.8%	23.7%	H28	59.2%	28.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府「文化に関する世論調査」 ● 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) ● 平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施 																																																										
			鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																																					
H15	50.9%	16.4%																																																																							
H21	62.8%	23.7%																																																																							
H28	59.2%	28.1%																																																																							
<ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における,文化芸術関連の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>19.4</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>14.5</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>39.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>10.1</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>行動者率(%)</th> <th>平均行動日数(日/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>10.9</td> <td>66.3</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>2.9</td> <td>74.8</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>2.8</td> <td>45.2</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.6</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>1.4</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>4.1</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>1.8</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.6</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>6.4</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>10.6</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>17.8</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>25.7</td> <td>57.5</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.5</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.2</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>3.2</td> <td>27.6</td> </tr> </tbody> </table>	鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「美術鑑賞」	19.4	6.8	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3	「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	9.7	鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)	「楽器の演奏」	10.9	66.3	「邦楽」	2.9	74.8	「コーラス・声楽」	2.8	45.2	「邦舞・おどり」	1.6	39.4	「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0	「書道」	4.1	35.7	「華道」	1.8	23.0	「茶道」	1.6	23.1	「和裁・洋裁」	6.4	26.5	「編み物・手芸」	10.6	33.6	「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5	「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2	「陶芸・工芸」	2.2	22.3	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2	「囲碁」	1.2	59.9	「将棋」	3.2	27.6	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省「社会生活基本調査」 ● 5年に1回(直近は平成28年) ● 10歳以上
鑑賞活動関連	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																																							
「美術鑑賞」	19.4	6.8																																																																							
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	14.5	7.3																																																																							
「映画館での映画鑑賞」	39.6	6.0																																																																							
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	10.1	7.7																																																																							
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	9.7																																																																							
鑑賞活動以外	行動者率(%)	平均行動日数(日/年)																																																																							
「楽器の演奏」	10.9	66.3																																																																							
「邦楽」	2.9	74.8																																																																							
「コーラス・声楽」	2.8	45.2																																																																							
「邦舞・おどり」	1.6	39.4																																																																							
「洋舞・社交ダンス」	1.4	70.0																																																																							
「書道」	4.1	35.7																																																																							
「華道」	1.8	23.0																																																																							
「茶道」	1.6	23.1																																																																							
「和裁・洋裁」	6.4	26.5																																																																							
「編み物・手芸」	10.6	33.6																																																																							
「趣味としての料理・菓子作り」	17.8	23.9																																																																							
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	25.7	57.5																																																																							
「絵画・彫刻の制作」	3.5	41.2																																																																							
「陶芸・工芸」	2.2	22.3																																																																							
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.5	50.2																																																																							
「囲碁」	1.2	59.9																																																																							
「将棋」	3.2	27.6																																																																							

2B	高齢者の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞活動への参加率(%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>60歳～</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>48.5</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>59.8</td> <td>43.2</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>55.7</td> <td>45.4</td> </tr> </tbody> </table> 鑑賞活動以外への参加率(%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>60歳～</th> <th>70歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>18.4</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>26.1</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>24.9</td> <td>31.7</td> </tr> </tbody> </table> 		60歳～	70歳以上	H15	48.5	38.5	H21	59.8	43.2	H28	55.7	45.4		60歳～	70歳以上	H15	18.4	16.5	H21	26.1	20.1	H28	24.9	31.7	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) 平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施 																																																																						
			60歳～	70歳以上																																																																																													
H15	48.5	38.5																																																																																															
H21	59.8	43.2																																																																																															
H28	55.7	45.4																																																																																															
	60歳～	70歳以上																																																																																															
H15	18.4	16.5																																																																																															
H21	26.1	20.1																																																																																															
H28	24.9	31.7																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における,文化芸術関連の状況について,65歳以上の行動者率(%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>65～69歳</th> <th>70～74歳</th> <th>75歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>23.1</td> <td>20.9</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>16.7</td> <td>15.9</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>25.7</td> <td>19.7</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>11.3</td> <td>11.2</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>13.7</td> <td>12.5</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>65～69歳</th> <th>70～74歳</th> <th>75歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>6.4</td> <td>5.5</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>1.9</td> <td>2.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>3.2</td> <td>4.2</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>3.6</td> <td>4.1</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>3.1</td> <td>3.4</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>1.9</td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>9.0</td> <td>8.5</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>14.0</td> <td>12.0</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>12.9</td> <td>10.5</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>44.6</td> <td>45.3</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>3.5</td> <td>4.2</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>2.6</td> <td>3.1</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.5</td> <td>2.4</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> 	鑑賞活動関連	65～69歳	70～74歳	75歳～	「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1	「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1	鑑賞活動以外	65～69歳	70～74歳	75歳～	「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4	「邦楽」	1.9	2.2	1.9	「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8	「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7	「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5	「書道」	3.6	4.1	3.5	「華道」	3.1	3.4	1.8	「茶道」	1.9	2.0	1.7	「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7	「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9	「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7	「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9	「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3	「囲碁」	1.5	2.4	2.7	「将棋」	2.6	2.5	1.9	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「社会生活基本調査」 5年に1回(直近は平成28年) 10歳以上
鑑賞活動関連	65～69歳	70～74歳	75歳～																																																																																														
「美術鑑賞」	23.1	20.9	11.5																																																																																														
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	16.7	15.9	10.1																																																																																														
「映画館での映画鑑賞」	25.7	19.7	8.8																																																																																														
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	11.3	11.2	7.3																																																																																														
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	13.7	12.5	7.1																																																																																														
鑑賞活動以外	65～69歳	70～74歳	75歳～																																																																																														
「楽器の演奏」	6.4	5.5	3.4																																																																																														
「邦楽」	1.9	2.2	1.9																																																																																														
「コーラス・声楽」	3.2	4.2	3.8																																																																																														
「邦舞・おどり」	1.5	2.0	1.7																																																																																														
「洋舞・社交ダンス」	2.1	2.0	1.5																																																																																														
「書道」	3.6	4.1	3.5																																																																																														
「華道」	3.1	3.4	1.8																																																																																														
「茶道」	1.9	2.0	1.7																																																																																														
「和裁・洋裁」	9.0	8.5	6.7																																																																																														
「編み物・手芸」	14.0	12.0	8.9																																																																																														
「趣味としての料理・菓子作り」	12.9	10.5	6.1																																																																																														
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	44.6	45.3	32.7																																																																																														
「絵画・彫刻の制作」	3.5	4.2	2.9																																																																																														
「陶芸・工芸」	2.2	2.2	1.2																																																																																														
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	2.6	3.1	3.3																																																																																														
「囲碁」	1.5	2.4	2.7																																																																																														
「将棋」	2.6	2.5	1.9																																																																																														

2B	障害者の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																																																																															
2B	在留外国人の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																																																																															
2B	子供の文化芸術活動の参加率	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞活動・鑑賞活動以外への参加率(18~19歳)(%) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>鑑賞活動</th> <th>鑑賞活動以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>69.4</td> <td>27.8</td> </tr> </tbody> </table> 過去1年間の「趣味・娯楽」行動における、文化芸術関連の10歳~19歳の行動者率(%) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動関連</th> <th>10~14歳</th> <th>15~19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「美術鑑賞」</td> <td>15.5</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>「演芸・演劇・舞踊鑑賞」</td> <td>13.4</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>「映画館での映画鑑賞」</td> <td>71.5</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」</td> <td>14.8</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」</td> <td>11.8</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>鑑賞活動以外</th> <th>10~14歳</th> <th>15~19歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「楽器の演奏」</td> <td>32.6</td> <td>24.2</td> </tr> <tr> <td>「邦楽」</td> <td>3.7</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>「コーラス・声楽」</td> <td>7.3</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>「邦舞・おどり」</td> <td>4.6</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>「洋舞・社交ダンス」</td> <td>2.5</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>「書道」</td> <td>21.6</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>「華道」</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>「茶道」</td> <td>2.3</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>「和裁・洋裁」</td> <td>5.7</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>「編み物・手芸」</td> <td>14.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>「趣味としての料理・菓子作り」</td> <td>27.5</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>「園芸・庭いじり・ガーデニング」</td> <td>6.8</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>「絵画・彫刻の制作」</td> <td>10.2</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>「陶芸・工芸」</td> <td>4.6</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>「詩・和歌・俳句・小説などの創作」</td> <td>4.3</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>「囲碁」</td> <td>1.8</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>「将棋」</td> <td>11.1</td> <td>5.3</td> </tr> </tbody> </table> 		鑑賞活動	鑑賞活動以外	H28	69.4	27.8	鑑賞活動関連	10~14歳	15~19歳	「美術鑑賞」	15.5	15.0	「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6	「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7	「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5	「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4	鑑賞活動以外	10~14歳	15~19歳	「楽器の演奏」	32.6	24.2	「邦楽」	3.7	5.9	「コーラス・声楽」	7.3	5.5	「邦舞・おどり」	4.6	3.7	「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3	「書道」	21.6	8.4	「華道」	1.0	0.9	「茶道」	2.3	2.7	「和裁・洋裁」	5.7	3.7	「編み物・手芸」	14.9	8.7	「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1	「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0	「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1	「陶芸・工芸」	4.6	2.0	「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4	「囲碁」	1.8	1.0	「将棋」	11.1	5.3	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18歳以上 平成28年実施 総務省「社会生活基本調査」 5年に1回(直近は平成28年) 10歳以上
	鑑賞活動	鑑賞活動以外																																																																															
H28	69.4	27.8																																																																															
鑑賞活動関連	10~14歳	15~19歳																																																																															
「美術鑑賞」	15.5	15.0																																																																															
「演芸・演劇・舞踊鑑賞」	13.4	16.6																																																																															
「映画館での映画鑑賞」	71.5	69.7																																																																															
「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」	14.8	11.5																																																																															
「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」	11.8	16.4																																																																															
鑑賞活動以外	10~14歳	15~19歳																																																																															
「楽器の演奏」	32.6	24.2																																																																															
「邦楽」	3.7	5.9																																																																															
「コーラス・声楽」	7.3	5.5																																																																															
「邦舞・おどり」	4.6	3.7																																																																															
「洋舞・社交ダンス」	2.5	2.3																																																																															
「書道」	21.6	8.4																																																																															
「華道」	1.0	0.9																																																																															
「茶道」	2.3	2.7																																																																															
「和裁・洋裁」	5.7	3.7																																																																															
「編み物・手芸」	14.9	8.7																																																																															
「趣味としての料理・菓子作り」	27.5	26.1																																																																															
「園芸・庭いじり・ガーデニング」	6.8	3.0																																																																															
「絵画・彫刻の制作」	10.2	7.1																																																																															
「陶芸・工芸」	4.6	2.0																																																																															
「詩・和歌・俳句・小説などの創作」	4.3	4.4																																																																															
「囲碁」	1.8	1.0																																																																															
「将棋」	11.1	5.3																																																																															
4D	地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備等)	<ul style="list-style-type: none"> 住んでいる地域での文化的な環境に満足しているか聞いたところ、「満足している」とする者の割合 H28:53.6% H21:52.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「文化に関する世論調査」 対象:18歳以上(平成21年度以前:20歳以上) 平成28年、平成21年実施 																																																																														

1C	文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)	(戦略1参照)	(戦略1参照)
2E	在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	(戦略2参照)	(戦略2参照)
2E	日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加率	(戦略2参照)	(戦略2参照)
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略2参照)	(戦略2参照)
2C	劇場・音楽堂等における多言語化対応率	(戦略2参照)	(戦略2参照)

戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等																				
3A 3B	国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合	<ul style="list-style-type: none"> H20:44.9% H26:50.5% H28:51.1% 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「社会意識に関する世論調査」 対象:18歳以上 毎年実施 																				
3A 3B	日本の芸術について「非常によい」「ややよい」と回答する率	<p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常によい</th> <th>ややよい</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1998</td> <td>7</td> <td>54</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>2003</td> <td>8</td> <td>59</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>13</td> <td>59</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>16</td> <td>61</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>		非常によい	ややよい	計	1998	7	54	61	2003	8	59	67	2008	13	59	72	2013	16	61	77	<ul style="list-style-type: none"> 大学共同利用機関法人情報システム研究機構統計数理研究所「日本人の国民性調査」 対象:20歳以上85歳未満 5年ごとに実施
	非常によい	ややよい	計																				
1998	7	54	61																				
2003	8	59	67																				
2008	13	59	72																				
2013	16	61	77																				
3E	劇場・音楽堂等に行ったことのある者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 第1期計画期間中に指標の開発について検討し、中間評価に反映することを目指す。 																					
3D	美術館・博物館、図書館等文化施設の入場者数・利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 博物館・図書館 <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>博物館</th> <th>図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>124,165</td> <td>171,355</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>122,831</td> <td>187,562</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>129,579</td> <td>181,364</td> </tr> </tbody> </table> <p>※博物館には、総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館が含まれる。</p>		博物館	図書館	H19	124,165	171,355	H22	122,831	187,562	H26	129,579	181,364	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省「社会教育調査」 3年ごとに実施 								
	博物館	図書館																					
H19	124,165	171,355																					
H22	122,831	187,562																					
H26	129,579	181,364																					
3E	文化芸術活動や文化施設の社会的投資効果	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の社会的投資効果の評価の在り方について、第1期計画期間中に、調査研究を行う。 																					
3B 3D	我が国の芸術家人口の数	<ul style="list-style-type: none"> H17:49万人 H22:38万人 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「国勢調査」 5年ごとに実施 																				

		H27:41万人(速報値) * 職業欄に「著述家」「彫刻家・画家・工芸美術家」「デザイナー」「写真家・映像撮影者」「音楽家」「舞踏家・俳優・演出家・演芸家」のいずれかに該当すると記入した人の数の合計	
1A 3D	「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある(計)」と回答した者の割合	● 関心があると回答した割合 H18:77.4% H22:81.1%	● 文化庁「国語に関する世論調査」 ● 毎年実施
1A 3D	「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている(計)」と回答した者の割合	● 大切にしていると回答した割合 H13:69.1% H20:76.7% H27:78.5%	● 文化庁「国語に関する世論調査」 ● 毎年実施
3C	文化財の適切な修理の実施状況	● 文化財の修理状況について定性的・質的に評価を行う。	● (参考)文化財の所有者等が行った修理の件数 H26:798 H27:838 H28:878 ● 文化庁
3C	文化財の防災・防犯対策の実施状況	● 文化財の防災・防犯対策の実施状況について定性的・質的に評価を行う。	● (参考)文化財の所有者等が行った防災・防犯対策の実施件数 H26:131 H27:129 H28:171 ● 文化庁
1D 4C	歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数	(戦略1参照)	(戦略1参照)
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略1参照)	(戦略1参照)

2B	国民の鑑賞，鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率	(戦略3参照)	(戦略3参照)

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等								
4A	地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な職員が活躍している状況について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁 								
4A	文化施設における専門的人材	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化施設(劇場・音楽等, 美術館・博物館等)における専門的人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁 								
2F 4A	劇場・音楽堂等の管理職における専門的人材の男女比率, 舞台技術職員の年齢層	<ul style="list-style-type: none"> ● 国公立劇場・音楽堂等の管理職における女性比率(H28) 館長等運営全体の責任者:21.0% 舞台監督等芸術に関する責任者:20.1% ● 国公立劇場・音楽堂等の年齢層別舞台技術職員数(H28) <table border="1" data-bbox="699 1106 1099 1305"> <tr> <td>29歳以下</td> <td>0.54人</td> </tr> <tr> <td>30歳～59歳</td> <td>1.77人</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>1.22人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.53人</td> </tr> </table> 	29歳以下	0.54人	30歳～59歳	1.77人	60歳以上	1.22人	計	3.53人	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「劇場, 音楽堂等の活動状況に関する調査」(委託実施主体(公社)全国公立文化施設協会) ● 概ね毎年実施
29歳以下	0.54人										
30歳～59歳	1.77人										
60歳以上	1.22人										
計	3.53人										
4A	文化芸術団体におけるマネジメント人材	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術団体におけるマネジメント人材について、事例等をまじえて質的・定性的に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁 								
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略1参照)	(戦略1参照)								
2E 4A	日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数	(戦略2参照)	(戦略2参照)								

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う、持続可能で回復力のある地域の連携・協働を推進するプラットフォーム(関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

青色:アウトカム/無地:アウトプット

	指標項目案	現状・方向性	出典等
4B	国民の文化活動への寄付活動を行う割合	<ul style="list-style-type: none"> ● H21:9.1% ● H28:9.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府「文化に関する世論調査」 ● 対象:18歳以上 ● 平成28年,平成21年,平成15年,平成8年,昭和62年実施
4B	寄付金の受入状況(全体及び対公的資金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1期計画期間中に、助成した団体等についての状況を調査することについて検討し、中間評価に反映することを旨とする。 	
4B	2020年までに創造都市ネットワーク日本(CCNJ)の加盟自治体数	<ul style="list-style-type: none"> ● H27:70自治体・23団体 ● H28:88自治体・35団体 ● H29:96自治体・36団体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁 ● 創造都市ネットワーク(CCNJ):文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興,地域活性化等の取組を推進する地方自治体等,多様な主体を支援するとともに,国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォーム。
4B	地方公共団体における,文化芸術に関する条例数,指針(計画)の策定数	<ul style="list-style-type: none"> ● 条例(H26年度) 28県,18政令市・中核市,82市(政令市・中核市以外) ● 指針(H26年度) 38県,49政令市・中核市,161市(政令市・中核市以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化庁「地方における文化行政の状況について」 ● 毎年
4A	文化芸術に関するボランティア数	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動行動者率(全体) H23:25.7%,H28:26.0% ● スポーツ・文化・芸術・学術に係る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省「社会生活基本調査」 ● 5年に1回(直近は平成

		た活動 H234.2%, H28:3.7%	28年) 10歳以上
1C	文化芸術産業の経済規模(文化GDP)	(戦略1参照)	(戦略1参照)
4B	国立美術館・博物館の寄付金等の受け入れ状況	(戦略1参照)	(戦略1参照)
4C 4D	地域の文化的な環境の満足度(文化芸術の鑑賞機会や文化財・伝統的まちなみの保存・整備等)	(戦略3参照)	(戦略3参照)

【対応表】

目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、創造的で活力ある社会が形成されている

- A) 優れた文化芸術への投資から、更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている。
- B) 最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受している。
- C) 全国各地で今までにない魅力的な新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれている。
- D) 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- E) 文化の国際交流・発信を通じて、我が国の国際的地位が向上している。

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解がひろがり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

- A) 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信されている。
- B) 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、相互理解が進み、心の豊かさが形成されている。
- C) 文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進んでいる。
- D) 文化遺産を媒介として文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができる。
- E) 在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信している。
- F) あらゆる文化機関で年齢、性別等の多様な専門的人材が活躍している。

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

- A) 多くの人々が我が国の文化芸術を誇りに感じている。
- B) 若手をはじめ多様な新進芸術家等の人材が次々と養成され、国内外の文化芸術の場で活躍している。
- C) 文化創造の基盤である文化財が確実に継承され、その価値が共有されている。
- D) 文化財に加えて、芸術や芸能の知識・技能・物品等が次世代に確実に継承されている。
- E) 劇場・音楽堂等、美術館、博物館等の文化施設の創造・鑑賞活動に多くの人々が参加している。
- F) 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会がある。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働しながら活躍している

- A) 年齢、性別など多様でスキルの高い専門的人材が多く文化施設や文化芸術団体で活躍している。
- B) 文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有し、地域のプラットフォームが形成されている。
- C) 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行なっている。
- D) 地域の芸術祭等に多くの人々が参加するなど、多くの人々が地域の文化的環境に満足している。

参考資料

文化審議会における審議の経過	1
「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方について－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて」（諮問）	3
文化芸術推進基本計画（第1期）に係る検討状況について	7
今後の文化芸術政策の目指すべき姿と今後5年間の基本的な方向性の関係性	8
文化芸術政策に係るその他の主な中長期的課題について	9
第17期文化審議会委員名簿	11
文化審議会第15期文化政策部会委員名簿	12
文化審議会国語分科会委員名簿	13
文化審議会国語分科会国語課題小委員会委員名簿	14
文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿	15
文化審議会著作権分科会委員名簿	16
文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿	17
文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ委員名簿	18
文化審議会第15期文化政策部会舞台芸術ワーキング・グループ委員名簿	19
文化審議会第15期文化政策部会メディア芸術ワーキング・グループ委員名簿	19
文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ委員名簿	19
文化審議会第15期文化政策部会暮らしの文化ワーキング・グループ委員名簿	19
文化審議会国語分科会意見	20
文化審議会著作権分科会意見	24
文化審議会文化財分科会企画調査会意見	29
文化審議会第15期文化政策部会舞台芸術ワーキング・グループ意見	44
文化審議会第15期文化政策部会メディア芸術ワーキング・グループ意見	54
文化審議会第15期文化政策部会美術ワーキング・グループ意見	59
文化審議会第15期文化政策部会暮らしの文化ワーキング・グループ意見	67

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方
－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて
文化審議会における審議の経過

平成29年6月21日 第17期文化審議会第2回総会（第72回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた諮問について
- 文化芸術振興基本法の改正について

平成29年6月26日 文化審議会第15期文化政策部会（第2回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた諮問について
- 文化芸術振興基本法の改正について
- 基本計画ワーキング・グループの設置について

平成29年7月23日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第1回）

- 座長の選任について
- ワーキング・グループの運営について
- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月8日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第2回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月23日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第3回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

平成29年8月29日 文化審議会第15期文化政策部会基本計画（第3回）

- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について
- 文化芸術推進基本計画に係る文化審議会における検討体制について

【分野別分科会及びワーキング・グループにおける検討】

著作権分科会	9/4（持ち回り開催）	舞台芸術ワーキング・グループ	9/25, 10/4
文化財分科会企画調査会	9/14, 9/21	メディア芸術ワーキング・グループ	9/28, 10/5
国語分科会	9/8	美術ワーキング・グループ	9/11, 9/27
国語分科会日本語教育小委員会	9/25	暮らしの文化ワーキング・グループ	9/8, 9/21
国語分科会国語課題小委員会	9/21		

平成 29 年 10 月 5 日 文化審議会第 15 期文化政策部会基本計画ワーキング・グループ（第 4 回）

- 今後 5 年間の文化芸術政策に係る評価指標について
- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について

平成 29 年 10 月 13 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 4 回）

- 文化芸術に関する各府省庁の取組について
- 文化芸術推進基本計画の策定に向けた意見（各分科会及びワーキング・グループからの報告）
について
- 文化芸術推進基本計画に係る基本的な考え方について

平成 29 年 11 月 6 日 文化審議会第 15 期文化政策部会（第 5 回）

- 文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定に向けたこれまでの審議経過について

29庁房第117号

平成29年諮問第57号

文化審議会

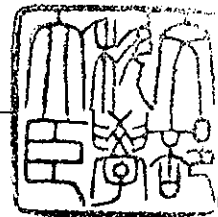
次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な
在り方について

－「文化芸術推進基本計画（第1期）」の策定に向けて－

平成29年6月21日

文 部 科 学 大 臣 松 野 博



(理由)

先の通常国会において、文化芸術振興基本法（以下「振興基本法」）が改正されました。

今回の改正の背景には、法律の制定からおおよそ16年が経過し、我が国の少子高齢化やグローバル化の急速な進展など社会の状況が大きく変化する中で、文化芸術が、それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野（以下「関連分野」）との連携を視野に入れた総合的な施策の展開を求められるようになったことがあげられます。

また、2020年（平成32年）の東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会は、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもあり、2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、昨年（平成28年）11月、文化審議会から「文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）－「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言」を頂き、その後、振興基本法が改正されたところです。

今回の振興基本法の改正の趣旨は、上述の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものであり、その主な内容は次の通りです。

第一に、文化芸術の振興にとどまらず、関連分野の施策をも対象に取り込んだことに伴い、法律の題名を「文化芸術基本法」（以下「基本法」）に改めるとともに、文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」）の推進に当たっては、文化芸術の振興の関連分野の施策（以下「関連施策」）との有機的な連携が図られるよう配慮することとしたことです。

第二に、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来の文化芸術の振興に関する基本的な方針に代えて「文化芸術推進基本計画」を定めるとともに、地方公共団体においては、同計画を参酌して、その地方の実情に即した「地

方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとしたことです。

第三に、「文化芸術に関する基本的施策」を拡充し、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援等を追加したことです。

第四に、文化芸術施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとしたことです。

第五に、文化芸術施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしたことです。

今後、この法改正に基づき、文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、基本法第7条に基づく第一期の「文化芸術推進基本計画」の策定を念頭に、「文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な在り方」について諮問を行うものであります。

これまでの四次にわたる「文化芸術の振興に関する基本的な方針」やこれまでの文化審議会の答申の中にも、既に新しい基本計画の種が示されていることから、これらにも留意しながら、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

1. 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

第一に、文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方についてです。

文化芸術施策の効果的な推進に当たって、どのようなまとまりや体系のもとで、計画を立て、実施していくことが望ましいか、について、大所高所から御議論いただくとともに、それに基づく文化施策の推進体制の在り方について御検討願います。

その際、これからの文化庁や文化行政に求められる機能強化や文化庁の京都への全面的な移転にも御配慮いただくとともに、新たに法律に規定された関係省庁の関連施策の位置付け、計画の進捗状況を確認するための適切な目標や指標等の設定など計画策定に当たって留意すべき点についても御審議願います。

2. 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

第二に、新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進についてです。

これまで振興基本法に基づく基本方針で取り扱われてきた文化芸術分野に加え、今回の法改正で新たに盛り込まれた、食文化や芸術祭、人材育成、高齢者・障害者の支援の拡充などに関し、その振興策を御議論いただくとともに、これらも含めた文化芸術振興施策と、その関連施策との有機的な連携をいかに高めていくか、について御審議願います。

また、文化芸術の振興・活用により、より良い社会・経済をつくりあげていくとともに、そうした過程において生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展・創造につなげていく、という好循環をどのようにつくっていくか、についても、御議論願います。

3. 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について

第三に、2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出についてです。

政府においては、2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向けて取組を推進することとされています。

また、振興基本法に基づく基本方針は、その期間は5年程度とされてきましたが、その場合、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックまでとその後とでは、文化芸術を取り巻く環境や持つべき目標等も大きく変わることも予想されます。

こうした点について、どのような形で文化芸術推進基本計画を策定していくべきかについて、御議論をお願いします。

以上3点を中心に御審議をお願いいたしますが、このほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」など既に政府で決定されている文化芸術施策に関する事項にも留意しながら、今秋を目途に中間報告、年度内を目途に答申することを目指して、幅広く御検討をお願いいたします。

文化芸術推進基本計画（第1期）に係る検討状況について

文化審議会における検討状況

新・文化芸術基本法を踏まえ、平成29年6月文部科学大臣より、文化芸術推進基本計画の在り方について、文化審議会へ諮問。これまでに文化審議会総会、文化政策部会、基本計画WGにおいて計8回審議。また、分野別分科会・WGを計14回開催（10月末時点）。

今後の文化芸術政策の 目指すべき姿 (中長期的視点)

目標1 創造的で活力ある社会
文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標2 心豊かで多様性のある社会
文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育
文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム
地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働しながら活躍している。

今後の予定

今後、文化審議会文化政策部会において、各戦略の評価指標等について審議し、秋頃に「審議経過報告」をとりまとめ。その後、関係団体等からのヒアリング等を実施し、年内に中間報告、年度内に答申をとりまとめる予定。

今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)

イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を更に切り拓く

戦略2

国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

- ・ クールジャパン戦略（内閣府）
- ・ 放送コンテンツ等の海外展開（総務省、外務省）
- ・ 外務省・国際交流基金の文化・日本語事業（外務省）
- ・ 文化芸術教育・スポーツ（文科省）
- ・ 児童福祉文化財（厚労省）
- ・ 障害者芸術文化活動（厚労省）
- ・ 和食文化の国内外への発信、国産花きや茶の需要拡大、国立公園の情報発信（環境省）

戦略1

文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

- ・ 日本商品・サービスの海外需要開拓、伝統的工芸品、コンテンツ産業（経産省）
- ・ 歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生（国交省）
- ・ 訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援（観光庁）
- ・ 国立公園の情報発信（環境省）

※文化庁の取組は略等

戦略3

多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

社会的・経済的価値

戦略4

文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

芸術

伝統芸能

メディア芸術

芸能

生活文化・国民音楽

国語 日本語

地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成

戦略6

本質的価値

著作権

文化財

今後の文化芸術政策の目指すべき姿 と今後5年間の基本的な方向性の関係性

目指すべき姿 (中長期的な観点)

(1) 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、活力ある社会が形成されている

(2) 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

(3) 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

(4) 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働しながら活躍している

イノベーションと多様性により未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築く



基本的な方向性 (2018～2022年度の5年間)

戦略1

文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

戦略2

国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

戦略3

多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

戦略4

文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

戦略5

多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

戦略6

地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成

※矢印は主な対応関係を表しており、これに限るものではない。

文化芸術政策に係るその他の主な中長期的課題について

以下の事項については、第1期文化芸術推進基本計画に盛り込む事項ではないが、今後第1期基本計画期間中に必要に応じて調査研究等を実施しつつ検討すべきとされた中長期的な課題である。これらの事項については、第1期の基本計画策定後、文化審議会文化政策部会を中心に、第1期基本計画のフォローアップや中間評価を実施する中で、関係者と意見交換等をしつつ、引き続き審議していくことが必要である。

- ・望ましい文化政策を企画立案・評価するためには、文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等文化政策の基礎となる調査研究を充実していくべきではないか。
- ・少子高齢化等の昨今の社会変化は文化芸術分野の人材育成にも影響を与えており、特に文化芸術の現場において文化芸術の専門的人材の常勤職を増やしていくこと等について課題が多数生じているのではないか。
- ・文化芸術関係の独立行政法人については、文化政策の執行機関として期待される役割をこれまで以上に果たすよう、専門的人材の確保など必要な措置を行った上で、文化庁と適切な役割分担を行うことが重要ではないか。特に、独立行政法人日本芸術文化振興会については、文化芸術への助成をより有効に行うため、専門的な助言・審査・評価等の機能をより強化していくべきではないか。例えば、全国での実演芸術活動を充実するとともに、文化財の保存活用、美術の展示、劇場等における公演、映画祭等の活動などに対する助成や文化芸術団体に対する活動助成を継続性・実効性あるものとするのが重要ではないか。
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会の助成部門については、中期的な調査研究・政策提言機能も含め、全国的な「日本版アーツ・カウンシル」としてふさわしい人員の強化など機能強化を図る必要があるのではないか。
- ・芸術文化振興基金については、効果的な助成の在り方についても検討すべきではないか。
- ・既存の財源と異なる文化推進のための新たな財源の工夫についても検討すべきではないか。

- ・東京国立近代美術館の一部門であるフィルムセンターについては、映画振興を図る観点から、独立した専門機関としていくことも視野に入れつつ、継続的な機能と人員の強化を図る必要があるのではないか。
- ・諸外国においては、文化芸術が人々の教育や健康等に与える好ましい社会的影響を考慮して、高齢者や子供へのアウトリーチ等様々な文化芸術活動が行われているところであり、文化芸術活動や文化施設等の社会的投資効果など、社会的影響の数値評価の在り方について調査研究等を行うべきではないか。

第 17 期文化審議会委員名簿

(平成 29 年 8 月 29 日現在)

いしい えり こ 石井恵理子	東京女子大学教授
いとう すけろう 伊東 祐郎	東京外国語大学大学院教授・副学長・附属図書館長
いわさき 岩崎まさみ	北海学園大学客員教授
おおぶち てつや 大渕 哲也	東京大学大学院教授
おきもり たくや 沖森 卓也	立教大学教授
かめい のぶお 亀井 伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
くまくら すみこ 熊倉 純子	東京藝術大学教授
こもだ はるこ 薦田 治子	武蔵野音楽大学教授
こんの み さ こ 紺野美沙子	女優，国連開発計画親善大使
さとう まこと 佐藤 信	東京大学大学院教授
しのだ あきら 篠田 昭	新潟市長
どうがうちまさと 道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授，東京大学名誉教授，弁護士
ふじい けいすけ 藤井 恵介	東京大学大学院教授
まつだ あきら 松田 陽	東京大学准教授
まぶち あきこ 馬渕 明子	独立行政法人国立美術館，国立西洋美術館長
やすみりえ やすみりえ	川柳作家
ゆあさま なみ 湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
わたなべ としゆき 渡辺 俊幸	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会理事，洗足学園音楽大学教授

※任期は平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の 1 年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会第15期文化政策部会委員

(平成29年8月29日現在)

赤坂 憲雄	学習院大学教授, 福島県立博物館長
秋元 雄史	東京藝術大学大学美術館館長・教授
石田 麻子	昭和音楽大学教授
亀井 伸雄	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
河島 伸子	同志社大学教授
川村 元気	映画プロデューサー, 小説家
熊倉 純子	東京藝術大学教授
紺野美沙子	女優, 国連開発計画親善大使
佐々木雅幸	同志社大学特別客員教授
篠田 昭	新潟市長
柴田 英杞	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー, 北九州市顧問・アーツディレクター
田辺 昌子	千葉市美術館副館長兼学芸課長
鳥井 信吾	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長
仲道 郁代	ピアニスト、桐朋学園大学教授, 一般財団法人地域創造理事
中村 時蔵	歌舞伎俳優
名越 章浩	NHK解説委員
長谷川祐子	東京都現代美術館参事, 東京藝術大学大学院教授
本郷 寛	彫刻家, 東京藝術大学教授
松田 陽	東京大学准教授
馬淵 明子	独立行政法人国立美術館, 国立西洋美術館長
三好 勝則	アーツカウンシル東京機構長
山出 淳也	NPO法人BEPPU PROJECT代表理事
大和 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与, 文化芸術推進フォーラム事務局長
湯浅真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉本 光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事

※任期は平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間

※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会国語分科会委員名簿（第17期）

（敬称略・五十音順）

あき 秋 いし 石 いし 石	やま 山 い 井 ぐろ 黒	じゆん 純 えり 恵 けい 圭	こ 子 こ 理子 けい 圭	前三鷹中央学園三鷹市立第四中学校校長，跡見学園女子大学講師 東京女子大学教授 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授 国立大学法人東京外国語大学大学院教授・副学長・附属図書館長 つくば国際大学教授・図書館長 株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員 立教大学教授 インターカルト日本語学校代表 学習院大学教授 武蔵野大学大学院准教授 テレビ朝日広報局お客様フロント部部长 公益財団法人日本国際教育支援協会日本語試験センター 試験開発グループリーダー併任作題主幹 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長 一般財団法人自治体国際化協会理事 NHK放送文化研究所主任研究員 一般社団法人日本書籍出版協会常任理事，大修館書店代表取締役社長 独立行政法人国際交流基金日本語事業部部长 読売新聞東京本社紙面審査委員会用語企画委員， 一般社団法人日本新聞協会用語懇談会委員 放送大学教授 日本大学教授 国立大学法人信州大学教授 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 法政大学教授 国立大学法人岩手大学教授 早稲田大学教授 川柳作家 詩人，公益社団法人日本文藝家協会常務理事 国立大学法人福岡教育大学教授 国立大学法人群馬大学教授
い 伊 いり 入 おお 大 おき 沖 か 加 かね 金 かみ 神 かわ 川 かわ 川	とう 東 べ 部 き 木 もり 森 とう 藤 だ 田 よし 吉 せ 瀬 ぼた 端	すけ 祐 あき 明 よし 義 たく 卓 さ 早 とも 智 う 宇 ま 眞 ゆ 由 か 一	ろう 郎 こ 子 のり 徳 や 也 なえ 苗 こ 子 いち 一 み 美 ひろ 博	
き 木 さ 三 しお 塩 すず 鈴 すず 鈴 せき 関	ぬき 貫 ぐさ 枝 だ 田 き 木 き 木 ね 根	しやう 昭 けん 健 たけ 雄 か 一 ま 雅 けん 健	じ 二 じ 二 ひろ 大 ゆき 行 ゆき 之 いち 一	
たき 滝 た 田 とく 徳 と 戸 の 野 ふく 福 まつ 松 もり 森 やす や 山 やま 山 ゆう 結	うら 浦 なか 中 い 井 だ 田 だ 田 ふく 福 おか 岡 やま 山 だ 田 もと 元 き 城	ま 眞 ゆかり ゆかり あつ 厚 さ 佐 ひさ 尚 ゆ 由 よう 洋 たく 卓 り 隆 えつ 悦 めぐみ 恵	さと 人 こ 子 わ 和 し 史 き 紀 こ 子 ろう 郎 え 昭 こ 子 恵	

文化審議会国語分科会国語課題小委員会委員名簿（第17期）

（敬称略・五十音順）

あき 秋	やま 山	じゆん 純	こ 子	前三鷹中央学園三鷹市立第四中学校校長，跡見学園女子大学講師
いし 石	ぐろ 黒	けい 圭		大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授
いり 入	べ 部	あき 明	こ 子	つくば国際大学教授・図書館長
おき 沖	もり 森	たく 卓	や 也	立教大学教授
かわ 川	せ 瀬	まゆみ 眞由美		テレビ朝日広報局お客様フロント部部长
しお 塩	だ 田	たけ 雄	ひろ 大	NHK放送文化研究所主任研究員
すず 鈴	き 木	かず 一	ゆき 行	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事，大修館書店代表取締役社長
せき 関	ね 根	けん 健	いち 一	読売新聞東京本社紙面審査委員会用語企画委員， 一般社団法人日本新聞協会用語懇談会委員
たき 滝	うら 浦	ま 真	さと 人	放送大学教授
た 田	なか 中	ゆかり ゆかり		日本大学教授
ふく 福	だ 田	ゆ 由	き 紀	法政大学教授
もり 森	やま 山	たく 卓	ろう 郎	早稲田大学教授
やすみ やすみ	り り	え え		川柳作家
やま 山	だ 田	たか 隆	あき 昭	詩人，公益社団法人日本文藝家協会常務理事
やま 山	もと 元	えつ 悦	こ 子	国立大学法人福岡教育大学教授

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（第17期）

（敬称略・五十音順）

いし 石	い 井	えり 恵	こ 子	東京女子大学教授	
い 伊	とう 東	すけ 祐	ろう 郎	国立大学法人東京外国語大学大学院教授・副学長・附属図書館長	
おお 大	き 木	よし 義	のり 徳	株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員	
か 加	とう 藤	さ 早	なえ 苗	インターカルト日本語学校代表	
かね 金	だ 田	とも 智	こ 子	学習院大学教授	
かみ 神	よし 吉	う 宇	いち 一	武蔵野大学大学院准教授	
かわ 川	ぼた 端	かず 一	ひろ 博	公益財団法人日本国際教育支援協会日本語試験センター 試験開発グループリーダー併任作題主幹	
き 木	さ 佐	ぬき 貫	し 昭	二	愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
さえ 三	ぐ 枝	けん 健	し 二	一般財団法人自治体国際化協会理事	
すず 鈴	き 木	まさ 雅	ゆき 之	独立行政法人国際交流基金日本語事業部部長	
とく 徳	い 井	あつ 厚	こ 子	国立大学法人信州大学教授	
と 戸	だ 田	さ 佐	わ 和	公益社団法人国際日本語普及協会専務理事	
の 野	だ 田	ひさ 尚	し 史	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授	
まつ 松	おか 岡	よう 洋	こ 子	国立大学法人岩手大学教授	
ゆう 結	き 城	めぐみ 恵		国立大学法人群馬大学教授	

第17期文化審議会著作権分科会 委員名簿
(平成29年6月16日現在)

井坂 聡	映画監督，協同組合日本映画監督協会常務理事
井上 伸一郎	一般社団法人日本映画製作者連盟理事
井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
井村 寿人	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事
大寺 廣幸	一般社団法人日本民間放送連盟常勤顧問
大瀨 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
河島 伸子	同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授
北郷 悟	一般社団法人日本美術家連盟委員・著作権委員会副委員長，東京藝術大学教授
木田 幸紀	日本放送協会専務理事
久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
小池 信彦	公益社団法人日本図書館協会理事
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会前事務局長
斉藤 正明	一般社団法人日本レコード協会会長
椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
島谷 能成	一般社団法人日本映像ソフト協会会長
末吉 互	弁護士
鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
龍村 全	弁護士
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
土肥 一史	吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授，弁護士
永江 朗	文筆家，公益社団法人日本文藝家協会理事
福井 明	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
前田 哲男	弁護士
松田 政行	弁護士
森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長
渡辺 俊幸	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会理事，一般社団法人日本作曲家協会常任理事

(以上 29名)

文化財分科会企画調査会委員

(50音順・敬称略)

- ・アレックス・カー 東洋文化研究者
チイオリ有限会社代表取締役
- ・岩崎 奈緒子 京都大学総合博物館長
- ・亀井 伸雄 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
- ・鬼頭 秀明 中京大学非常勤講師
- ・金野 幸雄 一般社団法人ノオト代表理事
- ・齊藤 裕嗣 國學院大學大学院兼任講師
- ・高橋 俊宏 雑誌『Discover Japan』編集長
- ・田辺 昌子 千葉市美術館副館長兼学芸課長
- ・中川 理 京都工芸繊維大学教授
- ・西村 幸夫 東京大学大学院教授
日本イコモス国内委員会委員長
- ・原 眞麻子 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
- ・原田 一敏 ふくやま美術館長
- ・半田 昌之 日本博物館協会専務理事
- ・藤井 恵介 東京大学大学院教授
建築史学会会長
- ・藤田 伊織 一般社団法人公共建築協会業務執行理事、副会長兼専務理事
- 矢ヶ崎 紀子 東洋大学准教授
日本貨物鉄道株式会社取締役
東武鉄道株式会社取締役
- ◎山本 健慈 国立大学協会専務理事
元和歌山大学学長
- ・湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
- オブザーバー
- ・村上 裕道 文化庁地域文化創生本部研究官
兵庫県教育委員会参与

(◎は会長、○は会長代理)

文化審議会第15期文化政策部会 基本計画ワーキング・グループ名簿

(平成29年7月現在)

- | | |
|-------|--|
| 熊倉 純子 | 東京藝術大学教授 |
| 佐々木雅幸 | 同志社大学特別客員教授 |
| 柴田 英杞 | 公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー, 北九州市顧問・アーツディレクター |
| 松田 陽 | 東京大学准教授 |
| 三好 勝則 | アーツカウンシル東京機構長 |
| 山出 淳也 | NPO法人BEPPU PROJECT代表理事 |
| 大和 滋 | 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与, 文化芸術推進フォーラム事務局長 |
| 湯浅真奈美 | ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長 |
| 吉本 光宏 | 株式会社ニッセイ基礎研究所研究理事 |

文化審議会第15期文化政策部会 舞台芸術ワーキング・グループ委員

石田 麻子	昭和音楽大学教授
小山 久美	公益財団法人スターダンサーズ・バレエ団常務理事
栗原 良明	宝塚歌劇団制作部部長企画室長
桑原 浩	公益社団法人日本オーケストラ連盟常務理事・事務局長
柴田 英杞	公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー，北九州市顧問・アーツディレクター
高萩 宏	東京藝術劇場副館長
中川 俊宏	武蔵野音楽大学教授
廣川 麻子	特定非営利法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク理事長
藤木 香	公益社団法人日本劇団協議会事務局長

文化審議会第15期文化政策部会 メディア芸術ワーキング・グループ委員

入江 良郎	東京国立近代美術館フィルムセンター主任研究員
川村 元気	映画プロデューサー，小説家
久保田 晃弘	多摩美術大学メディアセンター所長・教授
坂野 ゆか	公益財団法人川喜多記念映画文化財団チーフコーディネーター
新藤 次郎	日本映画製作者協会代表理事，近代映画協会代表取締役社長
戸村 朝子	ソニー株式会社 UX・事業開発部門 UX・企画部コンテンツ開発課統括課長
中川 翔子	歌手，タレント，女優
湯浅 真奈美	ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
吉村 和真	京都精華大学副学長

文化審議会第15期文化政策部会 美術ワーキング・グループ委員

片岡 真実	森美術館チーフ・キュレーター，京都造形芸術大学大学院教授
田中 俊宏	株式会社資生堂企業文化部長，公益社団法人企業メセナ協議会理事
中林 和雄	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館副館長
原田 マハ	作家
半田 昌之	公益財団法人日本博物館協会専務理事
本郷 寛	彫刻家，東京藝術大学教授
山出 淳也	NPO 法人 BEPPU PROJECT 代表理事
山梨 絵美子	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所副所長
山本 豊津	株式会社東京画廊代表取締役社長

文化審議会第15期文化政策部会 暮らしの文化ワーキング・グループ委員

安蔵 裕子	昭和女子大学教授
井上 治	京都造形芸術大学准教授
岩崎 真幸	みちのく民俗文化研究所代表
河島 伸子	同志社大学教授
杉本 節子	公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会，料理研究家，エッセイスト
竹内 由紀子	愛国学園短期大学准教授
松田 陽	東京大学准教授

(平成 29 年 9 月)

文化審議会国語分科会 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 9 月 27 日
文化審議会国語分科会

文化芸術推進基本計画の在り方に関し、国語分科会では、所掌している国語分野及び日本語教育分野について、その政策の意義と方向性、今後推進していくべき基本的施策及び指標について審議し、以下のとおり、検討結果を取りまとめた。

国語分野

言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が多い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。

このような文化の基盤として、国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 国は、国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。【戦略 4】
- 国は、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）及び関連指針（「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成 28 年文化審議会国語分科会報告）等）の普及を図る。【戦略 4】
- 国は、「敬語の指針」（平成 19 年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。【戦略 3，戦略 4】

- 国は、地方公共団体等の関係機関・団体と協力し、ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略1，戦略3，戦略5】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、学校教育において、全ての教科等の基本となる国語力を養うとともに、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるよう、関係施策の一層の充実を図る。【戦略4】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。【戦略4，戦略5】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や図書館に携わる人材の養成・研修を含めた諸条件の整備・充実等を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、図書館に携わる人材の養成・研修を含め、環境の整備を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。【戦略4】

また、これらの施策の効果を測る指標として、次の二つを用いる。

- ① 「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある(計)」と回答した者の割合（常に75%以上となることを目標）
- ② 「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている(計)」と回答した者の割合（常に75%以上となることを目標）

日本語教育分野

在留外国人数は、平成28年には約238万人と過去最高となっており、今後も増加傾向が続くと見られている。国内の日本語学習者数についても平成28年には約22万人と過去最高となっている。また、海外における日本語学習者数は平成27年に約365万人となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。

もとより、日本語は、日本の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、日本の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待される。

このような観点から、国内外で外国人等の日本語能力が十分でない者の日本語学習需要に的確に答えていくことが必要であり、そのためには国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していくことが重要である。よって、次の施策を講ずる。

- 国は、日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図り実施するとともに、その成果を広く周知する。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究，日本語教育に関する教材等の開発及び提供を行う。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育に携わる人材の養成・研修を充実することにより、人材の質的向上及び量的確保を図る。【戦略2，戦略3，戦略5】
- 国は、地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。【戦略2，戦略3】

- 国は、日本語教育専門家等の海外派遣及び海外の日本語教師等の招聘(へい)研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の海外への提供を推進する。【戦略2】
- 国は、関係府省間で連携を図りつつ、人材の養成・研修や教材開発等を通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。【戦略2，戦略3】

また、これらの施策の効果を測る指標として、次の二つを用いる。

- ① 在留外国人数に占める日本語学習者数が10%を超えるようにする。その際、日本語学習者数の増加率が、在留外国人数の増加率を上回るよう留意する。
- ② 日本語教師養成・研修講座の受講者数が、過去2年間の平均を上回るようにする。

(以上)

文化審議会著作権分科会

文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成29年9月28日
文化審議会著作権分科会

I. 著作権政策の意義と方向性

- 著作権は、著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担うものであり、文化芸術の法的なインフラとしての役割を有している。また、著作権制度は著作物等という情報財に関する規律を定めるものであり、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。
- 「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成29年8月29日文化審議会第15期文化政策部会（第3回）配布資料）において、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として「文化芸術の創造・発展・継承と教育」「心豊かで多様性のある社会」「創造的で活力ある社会」等の目標が掲げられた。著作権制度は、前述のとおり、文化芸術の法的なインフラとして、その創造・発展・継承の土台を担うものであり、創作者又は鑑賞者としての国民が文化芸術との関わりをもつための環境を多様な形で提供し、多様な価値観が尊重される形で心豊かな社会を形成することに寄与するものである。
- 著作権政策の推進に当たっては、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等について公正な利用に留意しつつ、その権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与するという著作権法の目的を実現することによって、上に述べたような文化芸術政策の目指すべき姿をより良く実現していくという観点を持ちつつ、関連する政策分野の振興や文化政策との有機的連携にも留意しながら、その施策を実施していく必要がある。
- また、今日、情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用を巡る環境の急激な変化に直面している。これにより著作物等の流通や利用の利便性が向上し、多様な利用環境を確保するための可能性が飛躍的に高まったという正の側面がある一方、特にインターネットを通じた著作権侵害等の深刻化といった負の側面も顕在化している。
こうした状況を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

II. 具体的施策

○「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として以下6つの戦略が定められている。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

著作権制度は文化芸術の法的インフラであることから、著作権に関わる施策はいずれも「【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」を実現するためのものとして位置づけられると考えられる。

また、【戦略1】～【戦略3】は【戦略4】において実現される内容を基礎として実現されるものとして位置づけられていることから、著作権に関わる施策についても、【戦略1】～【戦略3】の実現に資するものとして位置づけられると考えられる。

各戦略に関し、著作権政策の方向性及び国として取り組むべき施策の具体的内容は以下のとおりである。

各施策を講じるにあたっては、「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部決定）等の関連する政府計画等も踏まえつつ、これを行うこととする。

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実関係

《文化芸術の創造・発展・継承のための著作権制度等の整備》

著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は文化芸術の振興の基盤をなすものであり、我が国の文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術の次世代への継承を確実に進めていくためには、著作権制度について、権利の保護と利用のバランスが取れたものとし、適切にその運用がなされるようにすることが重要である。また、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用を巡る環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっている。

以上を踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。

(具体的施策)

- 国は、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。
- 国は、コンテンツの適正な流通・活用を促進するため、権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備、権利情報を集約化したデータベースの構築にむけた実証、権利者不明著作物の利用円滑化等、著作権処理の円滑化を促進する。
- 国は、海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 国は、世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて、著作権制度の国際的調和を図る。
- 国は、著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため、国内外の法制度やその運用動向、国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等、及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について、情報収集するとともに、調査研究を実施する。

《著作権に関する普及啓発及び学校等における著作権教育の充実》

情報通信技術の発達により、誰もが著作物等の創作、流通、利用に関わりをもち得る時代となった今日においては著作権に関する知識や意識が全ての国民にとって必要不可欠なものとなっていることから、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

(具体的施策)

- 国は、著作権に関する対象者別セミナーの開催、学校での児童・生徒等に対する著作権教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。その際、対象者の属性（クリエイター、利用者等）ごとの需要に応じて取組内容の充実を図る。
- 国は、国民が著作物等の創作者、利用者のいずれの立場からも著作権等の適切な保護と公正な利用を行うことができるようにするため、学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材を開発・普及等に取り組む。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現関係

《イノベーションの促進のための著作権制度等の整備》

著作権は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たす。

我が国の成長戦略の観点から、今日、中長期的成長の実現の鍵と位置づけられるI・O・T・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められている。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・マーケットの育成や、戦略4で述べたように文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

これらのことを踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組む。

(具体的施策)

- 国は、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。〔再掲〕

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進関係

《我が国の文化芸術の発展のための海賊版対策の強化》

国際文化交流・協力を推進するため、開発途上国の著作権制度整備を支援するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していくことが重要である。国内関係省庁や関係機関と連携を更に進めるとともに、著作権侵害発生国政府機関や関係機関と協力して、これらの施策を推進する。

(具体的施策)

- 国は、海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関(WIPO)と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。〔再掲〕

【戦略3】文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進関係

《文化芸術による多様な価値観の形成と包摂的環境の推進のための著作権制度の整備》

著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものであり、著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。加えて、特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

(具体的施策)

- 国は、著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。

Ⅲ. 戦略測定に資する指標候補

著作権は私人の財産的権利であることから、その時々ので社会の要請を踏まえ、保護と利用のバランスのとれた形で制度の改善を行っていくことが重要であり、一義的には、そのような改善が適時適切に行われていることをもって政策目標の達成度を評価することが適当であると考えられる。

著作権関連施策のうち、著作権に関する普及・啓発事業等の定型的な事業の一部については、例えば、著作権講習会における理解度及び満足度等の指標を用いた評価を行うことが考えられる。

一方、著作権制度や流通環境の整備等の個別具体的な制度改正等についてその政策効果を測定することについては、著作権は、日々無数の著作物等が創作・流通・利用に供されている一方、その取得に登録等を要しないとの特性から、その状況を把握することは困難な場合が多く、得られたデータを基にした政策効果の測定手法についても確立した方法論の存在は認められない。

したがって、著作権制度や流通環境の整備等に係る政策効果の測定・検証については、今後、文化庁において取り組むこととされている調査研究、政策立案機能の充実のための取組の一環として、各種データ等の収集・分析及び政策効果の適切な測定手法に関する研究を進めていくことが期待される。

文化審議会文化財分科会企画調査会 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成29年10月13日

- 文化審議会文化財分科会企画調査会では、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)に基づき政府が定める文化芸術推進基本計画について、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針・平成27年5月22日閣議決定)及び文化政策部会における検討を踏まえ、主に文化財に関する事項等について検討を行った。
- 現在、文化審議会文化財分科会企画調査会においては、これからの時代における文化財の保存と活用に関して、文化財保護制度の見直しを含めて検討を実施しており、年内を目途に一定の取りまとめを行う予定である。現時点での検討結果を踏まえた内容をここに盛り込んだが、今後とも適宜、企画調査会における検討結果を文化芸術推進基本計画の検討にも反映できるようにしていきたい。
- 文化芸術推進基本計画は国際的にも日本の文化政策の考え方を示す基本となるものとして注目される。我が国の文化政策が世界的見地からも先進的・積極的なものとなるよう、本計画の検討に当たっては、国内のみならず、持続可能な開発目標(SDGs)¹やユネスコ勧告等の文化財保護に関係する国際的な動向に十分留意する必要があると考える。

<目標・戦略部分について>

- ・ 文化芸術の振興をあくまでも中核に据えていることがわかるようなものとする必要があるのではないかと意見が多かった。全体の構造や記載順、記載内容など、中核的な内容と波及的効果との関係がわかりやすくなるように工夫が必要。
- ・ この基本計画における文化芸術の範囲は広範であり、文化財分野の施策も包含するような表現となるよう配慮をお願いしたい。

¹ 2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。その目標11において、世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化することが盛り込まれた。

1. 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現(戦略1)

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術資源によるイノベーションを実現する。

(基本的な方向性)

- 文化財の積極的な保存・活用により、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化等を進めることが重要である。
- 文化財を中核とした取組により生まれる社会的・経済的な価値を文化財の継承や地域の維持発展に役立て、文化財の保存と活用の好循環を創り上げることが重要である。

(具体的施策)

- 国は、歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の調査把握や指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値を顕在化し、適切な周期での修理・整備・美装化等により文化財の価値の維持向上を図る。
- 国は、文化財の更なる公開・活用を促進するため、特に地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への専門的、一元的な対応、産学官連携による先端技術を活用した重要文化財等の調査研究に基づく高精細複製品の作成・活用、保存科学や防災対策等に関する調査研究の蓄積を基にした普及活動等を行う文化財の公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組む。
- 国は、地域の有形・無形の文化財の歴史的、学術的、芸術的な価値づけによる魅力発信とそれを担う専門的人材の育成・確保を進めるとともに、文化財と食文化、観光等との連携を図るなど、新たな付加価値を生み出す創作的活動と結びつけることにより「文化政策」と「まちづくり」を併せて展開することを推進するため、地域文化資源を面的・一体的に整備し、地域の美術館・博物館を中心とした美術館・博物館クラスター(文化集積地区)創出に向け、関係省庁が連携して重点的に支援する。
- 国は、文化財建造物や史跡、伝統芸能・民俗芸能等の各地に所在する有形・無形の文化財について、その価値の適切な継承に資するよう、地域振興、観光・産業振興等への活用のための取組を進める。このため、個々の文化財の保存活用計画の策定を推進し、地域の博物館等の文化施設や文化財建造物等を生かしたユニークベニュー等による公開・活用の取組、歴史文化基本構想や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を

活用した、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用等を図る。

- 国は、「日本遺産 (Japan Heritage)」を認定し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 国は、我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について整理し、デジタル技術、インターネット等を活用したネットワーク化やアーカイブ化を進めるとともに、国内外への発信等を推進する。
- 国は、市町村における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定を推進し、計画に基づく取組に対し支援する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【今後の議論に応じて更新】
- 国は、文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、文化財が所在する場や博物館等において、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、従来の手法に加え、先端技術の活用やデジタルアーカイブ化等も含めた多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- 国は、文化財の多言語解説の在り方等について基本的な考え方を示し、地方公共団体は、文化財のわかりやすい解説や多言語化等によりその魅力発信に努めることが期待される。

(進捗状況を測るための指標例)

- 歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数

【指標設定の考え方】

文化財の保存・活用を中核とした地域振興や地域活性化等を推進するための地方公共団体や所有者の取組状況がわかるデータとして、市町村による「歴史文化基本構想」や個々の文化財の「保存活用計画」の策定件数を指標として設定する。**【今後の企画調査会における議論も踏まえて必要な場合は更新】**

【参考データ】

- ・歴史文化基本構想策定件数:60 件(平成 29 年4月時点)(2020 年までに100 件の策定が目標)
- ・保存活用計画策定件数:903 件(平成 29 年6月時点)

- 文化遺産オンラインの登録件数

【指標設定の考え方】

多様な文化財に関する情報発信の状況や文化財のアーカイブ化の状況を測るため、国指定等文化財や全国の博物館・美術館等の所蔵品情報を掲載したポータルサイトである文化遺産オンラインの情報登録件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・文化遺産オンライン登録件数:123,409 件(平成 29 年4月時点)

2. 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進(戦略2)

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図る。

(基本的な方向性)

- 我が国に存在する貴重な文化財を、国による指定等によりその価値を顕在化し、その魅力を国内外へ発信することが重要である。
- 我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である文化遺産の保護を通じて、世界における社会の結びつき、コミュニケーション、文化的多様性や平和に貢献することが重要である。

(具体的施策)

- 国は、我が国に存在する歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の指定等により、国内外に誇るべき文化財の価値の顕在化を進めるとともに、積極的な情報発信を進める。
- 国は、地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- 国は、「日本遺産(Japan Heritage)」を認定し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 国は、人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。
- 国は、我が国の優れた文化財を海外に向けて広く紹介するため、海外の美術館・博物館と国内の文化財所有者、管理団体、美術館・博物館と協力し、海外において日本の美術品に係る展覧会の開催や、研究員、学芸員等の交流によるネットワークの構築により、美術工芸品を通じた日本文化の歴史的・芸術的・学術的な魅力発信、我が国の学芸員等の国際的な発信力向上を推進する。
- 国は、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年法律第97号)及び「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」(平成26年2月21日外務省・文部科学省告示第1号))に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。

(進捗状況を測るための指標例)

○ 文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況

【指標設定の考え方】

我が国の文化財に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の状況を測るため、文化遺産保護に関する人材養成研修等のために文化遺産国際協力コンソーシアム等を活用して海外へ派遣した人数及び同研修等に海外から参加・招へいた人数を指標として設定する。

【参考データ】 ※一部集計中のため暫定的な数値

- ・文化遺産保護に関する人材養成研修等のために派遣した人数:180人(平成28年度)
- ・文化遺産保護に関する人材養成研修等に海外から参加・招へいた人数:820人(平成28年度)

3. 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進(戦略3)

多彩で優れた文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える。高齢者や障害者、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、文化芸術による多様な価値観の形成を図り、地域における多様な文化芸術を振興するなど、地域の包摂的環境の推進を図る。

(基本的な方向性)

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとの絆を深めることができる環境の整備が重要である。

(具体的施策)

- 国及び地方公共団体は、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、多くの国民が広く文化財に親しむことができるよう、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、文化財の保存・活用に関する多様な活動に広く地域住民等が参画することを推進するなど、広く国民が文化財の継承などの活動を通じて地域に貢献できる環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 国及び地方公共団体は、地域の伝統行事等がコミュニティの維持発展や人々の絆の形成に大きな役割を持つことを踏まえ、個性豊かな伝統文化など地域の文化芸術の継承・発展を推進するとともにその情報発信など多くの国民が地域の文化芸術に参画できるような環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 国は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成 9 年法律第 52 号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定・平成 29 年 6 月 27 日一部変更)に基づく取組を推進する。
- 国は、組踊や琉球舞踊等の国際色豊かな独自の文化を育んでいる沖縄の文化の振興のため、「沖縄振興基本方針」(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)に基づく取組を進める。

4. 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実(戦略4)

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

(基本的な方向性)

- 過疎化や少子高齢化等、我が国の社会状況の急激な変化により、地域の衰退が懸念され、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財の指定等の推進や、文化財の適切な周期での修理等を実施するとともに文化財保護制度について、これからの時代を切り拓くにふさわしいものとするための見直しを進めることが必要である【今後の検討状況に応じて更新】
- 文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成、文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し、計画的な文化財の継承を進める。
- 文化財は我が国の文化的、生産的活動によって生み出され、継承されてきたものであり、我が国の歴史・文化やふるさとについて理解するに当たって欠くことができないものであることを踏まえ、文化財と教育との連携をより緊密なものとするよう取り組み。

(具体的施策)

<総論>

- 国及び地方公共団体は、文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図ることが期待される。
- 国及び地方公共団体は、有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要伝統的技術の継承を図るための支援を充実することが期待される。
- 国は、文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。

- 国は、東日本大震災や熊本地震など各地における災害により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した国内の関係機関との連携を図りつつ、文化財レスキュー、文化財ドクターの活用や防災ネットワークにおける防災・救出に係る全国的な体制整備を促進するとともに、防災・救出活動等の取組を推進する。
- 国及び地方公共団体は、国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進することが期待される。
- 国は、文化財の持つ潜在力を一層引き出す伝統技術と先端技術との連携による高精細レプリカ等の調査や活用の在り方等を検討し、実物の文化財の鑑賞機会の重要性にも留意しつつ、文化財の保存・活用の新たな取組を推進する。
- 国及び地方公共団体は、文化発信・交流の拠点として美術館や博物館、劇場、音楽堂等、大学の活動・内容を充実する。例えば遺跡の価値を市民に興味深く提示する手法など、多様な事業が展開されるような手法の開発を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、文化財の将来への継承の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努めるとともに、学校教育において伝統文化への理解を深める取組を推進することが期待される。
- 国は、学校と地域の美術館、博物館等との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的・対話的な深い学びにつながる先進的な取組や、地域の関係者との協働による子供や若者等を対象とした参加型プログラムの開発を促進し、地方への展開を促進する。
- 国は、貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等を促進するとともに、国立美術館・博物館や国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ分野横断的整備を検討する。
- 国は、文化審議会文化財分科会企画調査会における検討を踏まえ、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について、文化財保護制度の見直しを進める。
- 国は、市町村における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定を推進し、国が認定した計画に基づく取組に対し支援する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。【今後の議論に応じて更新】

- 国は、個々の文化財の保存・活用の考え方を明確化し、確実な継承を図るため、所有者・管理団体等と連携して、個々の文化財の保存活用計画の策定を推進する【今後の議論に応じて更新】

＜伝統芸能・民俗芸能等＞

- 国は、伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国は、伝統芸能や民俗芸能、伝統工芸等の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能や民俗芸能等の表現に欠くことのできない用具・物品等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 国は、都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。

＜保護対象の拡大＞

- 国は、文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図るとともに、今後増加が見込まれる近現代の文化遺産の保存と活用の在り方について検討を進める。
- 国は、水中遺跡の保存と活用に向けて、体制の整備と海外の状況把握を進めるとともに、関係機関及び地方公共団体と連携して国内の調査研究を推進し、地方公共団体の取組を支援する。

＜古墳壁画＞

- 国は、古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」内の保存管理施設において、適切な保存・活用を進める。

＜国立施設・独立行政法人＞

- 国は、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の体制と機能の充実を図る。独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 国は、国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- 国は、我が国の近現代建築に関する資料(図面や模型等)のうち、歴史的、芸術的、学術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。

＜美術館・博物館等・展覧会・美術品＞

- 国は、我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。
- 国は、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 国は、美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 国は、登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の改善に向けた検討を行い、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- 国は、優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を支援するとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化及び利活用を促進する。
- 国は、美術館、博物館において、外国人訪問者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善や、通訳案内士と学芸員

等との連携を促進する。

- 地方公共団体は、公立の美術館、博物館等において、専門的な人材の研修や配置等、文化財の保存・活用に向けた体制が充実するよう努めることが期待される。

(進捗状況を測るための指標例)

- 文化財の適切な修理の実施状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な周期での修理等の着実な実施状況を測るため、毎年度の国指定等文化財の修理事業件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・国指定等文化財の修理事業件数:878件(平成28年度)
- ・国指定等文化財の修理事業件数:838件(平成27年度)
- ・国指定等文化財の修理事業件数:798件(平成26年度)

- 文化財の防災・防犯対策の実施状況

【指標設定の考え方】

文化財の防災・防犯対策の着実な実施状況を測るため、毎年度の国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数を指標として設定する。

【参考データ】

- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:171件(平成28年度)
- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:129件(平成27年度)
- ・国指定等文化財の防災・防犯対策事業件数:131件(平成26年度)

- 歴史文化基本構想(域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画の策定)や保存活用計画の策定件数(再掲)

○ 美術館・博物館の入館者数(※)

※来館者満足度など定性的な評価ができないか更なる検討が必要

【指標設定の考え方】

幅広い人々が地域の多様な文化財に触れることのできる機会が整備されているかを測るため、美術館・博物館を訪れる人数を指標とする。

【参考データ】

・博物館の入館者数(うち美術館の入館者数)：

15,269 万人(5,467 万人)(平成 26 年)

15,900 万人(6,171 万人)(平成 22 年)

15,171 万人(5,728 万人)(平成 19 年)

出典：文部科学省「社会教育調査」

○ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率

【指標設定の考え方】

幅広い人々が地域の多様な文化財や伝統文化等に触れることのできる機会が充実しているかを測るため、文化財の鑑賞や伝統文化に関する活動等へ参加している者の割合を指標とする。

【参考データ】

・鑑賞活動への参加率：

59.2%(平成 28 年)、62.6%(平成 21 年)、50.9%(平成 15 年)

・鑑賞以外の文化芸術活動への参加率：

28.1%(平成 28 年)、23.7%(平成 21 年)、－(平成 15 年)

出典：文化に関する世論調査

5. 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援(戦略5)

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材育成を支援する。

(基本的な方向性)

- 文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者や、学芸員等の文化財の適切な保存・活用の在り方について専門的な知見を持つ人材の養成を進めることが重要である。
- 文化財の修理等の担い手の裾野の拡大を図るため、子供の頃から文化財の魅力に触れることのできる機会の充実を図ることが重要である。

(具体的施策)

- 国は、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸等の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、大工・左官等の職人、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員、地方公共団体の文化政策担当者等の幅広い人材について、その職や人材の確保、資質向上のための研修の実施など、文化芸術活動を担う人材の確保・育成を図る。
- 国は、文化財の保存技術の保存・継承を図るため、選定保存技術制度を活用して取り組むとともに、伝統芸能・民俗芸能・伝統工芸等の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 国は、美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 国は、海外における文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力コンソーシアムを活用し、派遣人材の確保に努める。
- 国及び地方公共団体は、将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努めるとともに、学校教育において伝統文化への理解を深める取組を推進することが期待される。
- 国及び地方公共団体は、学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動を充実させることにより、子供たちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進することが期待され

る。

(進捗状況を測るための指標例)

- 美術館・博物館等の文化施設における専門的人材の配置状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な保存活用に関する専門的な指導・助言を行うことができるような人材が養成・配置されているかを測るため、美術館・博物館等における学芸員等の専門職員の配置数を指標とする。

【参考データ】

・博物館の学芸員数:4,783 人、学芸員補数 725 人(平成 26 年)

出典:文部科学省「社会教育調査」

- 地方公共団体における文化財を担当する専門的な職員の配置状況

【指標設定の考え方】

文化財の適切な保存活用に関する専門的な指導・助言を行うことができるような人材が育成・配置されているかを測るため、地方公共団体における専門的な職員の配置数を指標とする。

【参考データ】

※今年度新たに実施中の調査

文化審議会文化政策部会舞台芸術ワーキング・グループ
文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 10 月 4 日
文化審議会文化政策部会
舞台芸術ワーキング・グループ

1. 我が国の舞台芸術をめぐる現状と課題

(現状)

- 文化芸術振興による効果として「子供の心豊かな成長」を挙げた者が最も多く約 45%、「地域社会・経済の活性化」が 41%、「人々が生きる楽しみを見出せる」が 37.5%、「地域に対する愛着や誇りの造成」が 29.4%となっており、心の豊かさや生きる喜びへの期待が最も多く、次いで地域社会・経済の活性化への期待が多い。
- (独)日本芸術文化振興会基金部に位置づけられたアーツカウンシル機能は、平成 28 年度から本格稼働となった。現在、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の 4 分野にプログラムディレクター、プログラムオフィサーが配置されている。
- ASEAN加盟 10 か国に対する調査によると、「日本に対する印象」として、「豊かな伝統と文化をもつ国」が 53%、「アニメ、ファッション、料理など新しい文化を発信する国」が 37%となっており、我が国の新旧の文化への関心が高いようすが伺える。
- 我が国の音楽関連創造活動の行動者率の男女別・世代別間の傾向として、例えば、「楽器の演奏」は 10～14 歳が最も多く、男性は 21%、女性は 45%となっている。全体として、社会人となる世代に向けて音楽による創造活動をする傾向が低くなっている。舞踊においても、就業している世代にあたる 20 歳から 59 歳では行動者率が低くなる傾向がみられる。
- 全国の劇場・音楽堂等の状況については、座席数 300 席以上を有する劇場・音楽堂等は全国で 1,851 施設あり、このうち公立 1,743(94%)、私立 102(5%)、独立行政法人 6 施設である。都道府県別にみると、東京都 125(6.8%)、福岡県 81(4.4%)、愛知県 77(4.2%)の順となっている。大都市圏への集中は見

られるものの、劇場・音楽堂は全国に広く整備されている。また、1990年代に建設された施設が多く、大規模改修の必要に迫られている施設も少なくない。

- 劇場・音楽堂等の専門的人材については、十分に確保されている施設は、21.6%に留まり、企画制作、管理運営、舞台技術者、マーケティング、ファンドレイジングの順で、専門的人材が不足している。
- 我が国における芸術祭については、近年、全国各地で音楽、演劇、映画、美術など300を越える祭典が開かれている。近年、特にポピュラー音楽の大規模なフェスティバル、美術の芸術祭についても多くの来場者を集め、注目されている。
- 平成29年3月の大学卒業者数432,088人のうち、芸術系学部の卒業生数は9,432人と全体の2%を占めている。また、「美術・写真デザイナー・音楽・舞台芸術家」就職者数は5,173人と全体の1%を占めている。さらに、芸術系学部卒業者数9,432人を産業別で就業者数を見ると、「情報通信業」1,538人(16%)、「製造業」1,380人(15%)となっており、芸術系以外の分野への就業も多く見られる。また、芸術関係就業者の就業人口に占める割合は0.5%であり、音楽家、舞踊家、俳優等の年齢分布を見ると、30歳以降に多数離職する状況になっている。
- 文化施設のバリアフリー化は進みつつあるものの、障害者が芸術を鑑賞する機会、ならびに芸術活動に参加する機会は依然多いとは言えない。

(課題)

- 我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、且つまたオリジナル性に富んだ優れた作品を創造していくことによって、我が国の芸術文化の国際的な競争力を高めるとともに、我が国の文化をより効果的に海外に発信することにより、日本文化のブランド価値を高めることが求められている。
- 文化庁からの助成事業の移管や公正な助成システムの構築を目指すため、(独)日本芸術文化振興会基金部におけるアーツカウンシル機能をより一層強化すると共に、プログラムディレクターやプログラムオフィサーの増員や組織体制の強化が求められている。

- 大都市圏以外の離島・へき地をはじめ全国の多くの地域で、優れた舞台芸術を鑑賞する機会が少ない。
- 平成 24 年劇場・音楽堂等の活性化に関する法律が制定され、全国の劇場・音楽堂等の活動は活発化しているものの、地域の中核的な劇場・音楽堂については、自主事業運営にあたって財源の確保や専門的人材の強化が求められている。また、地域間格差を解消するため、巡回公演等の取組が必要である。
- 文化芸術のフェスティバルの開催は活発化し、メディアで特集されるなど認知度が高まりつつあるが、海外まで広く認知されているとは言えず来場者に占める訪日外国人の割合も低水準（5%未満がほとんど）である。
- 音楽家、舞踊家を中心に世界的に活躍する実演家が増えているが、我が国の舞台芸術の世界へのアピールが足りないと同時に、海外からも高い評価を得られる公演や、国際的に評価の高い芸術家が国内において恒常的に活躍できる場・機会が少ない。
- 文化芸術は、人々に感動や生きる喜びを与え、心豊かな生活を送るうえで不可欠であるが、年齢や障害の有無等により文化芸術に触れる機会に恵まれない者もある。

参考：内閣府「文化に関する世論調査」（平成 28 年 11 月）

外務省「ASEAN における対日世論調査（2016 年 11 月）」

総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査 第 4 表 男女、年齢、趣味・娯楽の種類別行動者率、平均行動日数」

文部科学省「平成 27 年度社会教育統計（社会教育調査報告書）」

文化庁委託事業「平成 28 年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」〔国立施設編〕

文部科学省「平成 29 年度 学校基本調査 高等教育機関 卒業後の状況調査 大学の職業別就職者数」

2. 舞台芸術の振興のための今後の方向性

「文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成 29 年 8 月 29 日第 15 期文化政策部会配布資料）では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、「今後 5 年間の基本的な方向性」として 6 つの戦略が定められている。

➤「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」

(1) 創造的で活力ある社会

創造的な文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、活力ある社会が形成されている。

(2) 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会がひらかれ、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

(3) 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

(4) 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体等が活躍している。

➤「今後5年間の基本的な方向性」

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

3. 今後5年間で取り組む具体的施策

- 文化の祭典でもあり、世界が注目する2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「2020東京大会」という。)を契機として、5年後には我が国の舞台芸術が、世界的に正当に評価され、舞台芸術活動創造や芸術に関する専門性が生かされる仕事が若者たちの憧れとなり、舞台芸術分野の優れた人材に活躍の場があたえられる好循環が生まれることを目指す。
- 我が国が得意とするIT、デジタル技術、マンガ、アニメ等のメディア芸術及び、独自の伝統文化を活用した舞台芸術作品をはじめ、オリジナル性に富んだ作品の創造等も含めた舞台芸術等を推進する。また、訪日外国人が舞台芸術分野の鑑賞者の中に一定の割合で占めるよう、関係機関等と連携し必要な施策を講じる。

- 文化芸術が一部の愛好者のためのものでなく、全ての国民のものであると認識されることが重要である。このため、舞台芸術の社会的価値を上げる活動を実演者等の関係者が積極的に行うことにより、高齢者、障害者など全ての人々がいろいろな形で芸術文化を鑑賞、参加、創造できる共生社会の実現を目指す。
- 従来の欧米との国際文化交流だけでなく、東アジアをはじめとするアジア・オセアニア諸国との交流の拡充を図る。

(1) 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

舞台芸術に対する効果的な投資により、我が国の芸術水準の向上やグローバルに活躍する人材育成、全国で開催される音楽祭などの文化芸術事業による国際発信の支援など、文化芸術資源によるイノベーションや、舞台芸術を担う者が一層尊敬、尊重されるような持続可能性のある芸術文化の社会を実現するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

- ア 我が国の芸術水準が高い舞台芸術創造活動が活発に行われる状況が確保されることが、文化の効用等を論じる上での前提であるため、国は、芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動や、オリジナル性に富んだ新たな創作活動など、国内で実施する舞台芸術創造活動の支援の一層の充実を図る。
- イ 国は、2020東京大会をひとつの契機に、世界における日本の芸術文化への関心と評価を高めるため、グローバルに活躍する人材や組織を通じたネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな芸術文化の創造と発信など、戦略的な施策を展開し、芸術文化に対する投資が一定の経済効果を生み、新しい投資に循環することが期待できるよう、文化による国家ブランド戦略の構築と社会的・経済的価値等の創出を図る。
- ウ 国は、(独)日本芸術文化振興会基金部において、舞台芸術を含めた文化芸術への支援をより有効に行うため、資金面も含めた専門的な助言・相談、申請事業の審査、助成事業の事後評価、調査研究等の機能を更に強化するために必要な措置を講ずる。
- エ 国は、日本全国で開催される音楽祭や芸術祭など地域の行事を核とした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携

を図るなどの、持続的に世界にアピールする取組を支援する。

(2) 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

国際文化交流・協力を推進するとともに、我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、70年以上開催してきた我が国の舞台芸術の祭典である文化庁芸術祭について、優れた芸術家・芸術活動の顕彰や、新進芸術家の登竜門として、我が国の舞台芸術水準の向上のみならず、国家ブランド向上にも資するよう一層の充実を図る。

イ 国は、我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、国内における舞台芸術イベントの開催、海外（特に東アジア）の芸術団体との共同制作などの取組に対し、複数年を見据えた支援により、一層推進する。

また、日本独自の伝統的な文化と同時代的な最先端の文化が両方存在していることを海外へ発信する取組や、IT技術など多様な手法を活用した会場外への舞台芸術の提供等により、新たなマーケットを拡大する活動を促進する。さらに、国際文化交流から一步進んだ取組みとして、我が国の舞台芸術のアーカイブを継続的に海外に発信できる環境整備を促進する。

ウ 外国人等の利用の機会が拡充されるよう、快適で安全な劇場施設の整備、多言語化（国際手話を含む。）等の各種サービスの充実を図る。

エ 国は、2020年東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業や関連分野と連携して、継続的に世界へアピールできる国際的な文化芸術の発信拠点を形成する取組を支援する。

(3) 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

多文化の共生、異文化理解の促進など多様な価値観の形成や、高齢者、障害者の文化芸術活動への支援等、全ての人々が、あらゆる地域で容易に芸術文化を鑑賞、参加、創造できる環境を整え、舞台芸術による地域における包摂的環境の推

進を図るため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国及び地方公共団体は、幼児期を含む子供の頃からの舞台芸術の鑑賞・体験等の機会が、豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う上で効果があることから、一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な舞台芸術を鑑賞・体験する取組を推進する。

この取組の推進に当たっては、子供の鑑賞機会の格差を生じさせないため、義務教育期間中の子供たち（特別支援学校を含む。）に対し、国として3回以上提供し、地方公共団体における自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、舞台芸術等の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。その際、障害者の鑑賞環境に配慮した取組みを推進する。

イ 国は、文化部活動が、文化に親しみ、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を養うなど、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、地方公共団体と連携して、文化部活動の現状など調査し、「文化部のインターハイ」として知られる全国高等学校総合文化祭をはじめとした文化部活動の環境を一層充実させる。また、国及び地方公共団体は、文化部活動を支える部活動指導員について、中文連、高文連、芸術系大学等と連携し、配置を促進する。

ウ 国は、地方公共団体と連携して、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与する国民文化祭を充実させ、国民の参加や鑑賞機会の充実を図る。

エ 国は、芸術団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、劇場・音楽堂等相互間の連携協力による地域の舞台芸術制作能力の向上に資するような共同制作や巡回公演の促進、芸術団体へ委託する巡回公演についても、柔軟な運用により、舞台芸術の鑑賞する機会の地域間格差を解消する取組を促進する。その際、実演芸術を活用した地域の社会課題を解決する取組も併せて促進する。

オ 国は、障害者の文化芸術活動参加の機会の拡大に向けて、文化芸術の鑑賞等に係るバリアフリー化（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の情報保障）、創造活動の充実、施設の利用環境の整備を図る取組を推進する。また、文化芸術の力を利用した高齢者、青少年等の社会参画の推進を図る。

(4) 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

国内外において実践的な研修や国際的な人的交流の機会を提供し、将来の舞台芸術の振興を担う若手芸術家等を育成する。また、学校における音楽や美術な

どの芸術教育による表現や鑑賞を通じて、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、我が国の将来の舞台芸術の振興のため、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等の各分野の将来を担う芸術家等に、国内外での実践的な研修や国際的な人的交流の機会を提供するなど、人材育成の一層の充実を図る。その際、障害者も参加できる環境の整備に努める。

イ 国は、(独)日本芸術文化振興会の劇場部門を通じて、中期計画に基づき、我が国の伝統芸能を保持するため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各分野の伝承者の養成や、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成の拡充を図る。

ウ 国は、文化芸術基本法第二条第八項に基づき、児童、生徒に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学習指導要領を踏まえた音楽や美術などの芸術教育における表現や鑑賞を通して、音楽等を愛好する心情や感性をはぐくむなど、生活や社会の中の芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。

エ 国は、(独)日本芸術文化振興会の劇場部門を通じて、古典を伝承した伝統芸能や、国際的に比肩し得る高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を行い、その一層の振興と普及を図る。

オ 国は、上記イの国立劇場・新国立劇場における新進芸術家の育成にとどまらず、民間芸術団体における人材育成の取組みに対しても、その充実を図るよう努める。また、一定の舞台経験を積んだ芸術家に対しても、その鍛錬の場が設けられるよう配慮する。

(5) 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

文化芸術への造詣が深い、良質な芸術文化団体、劇場・音楽堂の経営者、舞台芸術に関する企画・制作者や技術者、資金調達・マーケティング等のアートマネジメントに関する専門的人材を確保・育成支援するため、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、芸術文化団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を支える制作者、技術者、経営者、実演家などの専門的人材の育成や、文化ボ

ランティア育成等の取組を推進する。併せて、障害者の舞台芸術活動参加に係る支援者育成の取組をも推進する。

イ 国は、地方公共団体において、地域の文化芸術に熟知し、自立した文化芸術活動に求められるマネジメント力等を備えた専門的人材を確保することができるよう、地域の劇場・音楽堂等が行う事業や地域の文化芸術資源を活用した事業などの機会を通じて、専門的人材を育成する取組を積極的に支援する。

ウ 国は、芸術系大学等と連携して、大学の有する教員や教育研究機能、施設などの資源を積極的に活用して、実演芸術のアートマネジメント等に関する専門的人材を総合的・体系的・実践的に養成する取組を推進する。

※実演芸術のアートマネジメントを担う人材に求められる能力として、実演芸術に関する幅広い知識を持ち、芸術の受け手のニーズをくみ上げ、魅力的な公演を企画する能力、文化芸術の価値を地域や行政にわかりやすく説明する能力、公演の実施に必要な資金獲得、営業・渉外交渉等の業務を行う能力や、障害者に対する合理的配慮が出来る能力などが挙げられる。

(6) 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

地域における文化芸術活動を充実するため、地域の文化施設、社会教育施設、福祉施設等を有効に活用するとともに、文化芸術団体と地方公共団体、学校、民間事業者及び福祉団体等との連携を促進し、地域のプラットフォームの形成に資するよう、次のような施策を展開する。

(具体的施策)

ア 国は、地方公共団体を中心となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化資源を活用した文化芸術事業を支援する。

イ 国は、(独)日本芸術文化振興会基金部の人的体制・機能等や民間資金の活用をより一層強化・促進し、同基金部と地域におけるアーツカウンシルとの連携を促進し、資金調達面も含めた地域の文化芸術施策推進体制の整備・強化を図る。

ウ 国は、地域の中小の様々なホールを牽引する中核的な劇場・音楽堂等への支援の充実を図るとともに、芸術団体、地域の劇場・音楽堂等と連携して、舞台芸術を鑑賞する機会の地域間格差等を解消する取組に対する支援の充実を図る。

エ 国は、施設大規模改修に関する情報提供や起債等も含めた財源の工夫等を図り、地域の劇場・音楽堂等施設の機能向上に向けた施設整備を促進する。

オ 国は、稽古場・情報提供・交流機能を備えた舞台芸術支援施設（アートセンター）の全国各地域への設置を検討する。

4. 進捗状況を測るための指標候補

「今後5年間の基本的な方向性」の進捗状況を測るための指標として、例えば、次の事項が考えられる。

- ・ 国民の誇りとして「文化・芸術」があげられている割合（舞台芸術公演への興味の増加）
- ・ 実演芸術における国際交流事業総数の増加
- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率の増加
- ・ 高齢者、障害者、在留外国人、子供（未就学、小中学生、高校生、特別支援学校を含む）の文化芸術活動の参加率の増加
- ・ 劇場・音楽堂等における多言語化、バリアフリー化（設備、広報、観劇サポートを含む）の対応率
- ・ 文化施設（劇場・音楽堂等）における専門的人材の雇用人数
- ・ 地域の文化的な環境の満足度
- ・ 国民の文化活動への寄付活動を行う割合
- ・ 地方公共団体における、文化芸術に関する条例数、指針（計画）の策定数

文化審議会文化政策部会メディア芸術ワーキング・グループ
文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 10 月 5 日
文化審議会文化政策部会
メディア芸術ワーキング・グループ

1. 映画やマンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術をめぐる現状と課題

<現状>

- 文化芸術基本法第9条には、「映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という）の振興についての規定が置かれているが、我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有し、世界的にも高く評価されており、我が国の文化芸術振興に貢献することはもとより、メディア芸術を通しての人間性の享受と感受性の育成、コンテンツ産業や地方創生、国際交流等にも大きな効果を発揮している。
- 例えば、アニメーション市場は、1980年代後半から90年代初頭にかけて急成長し、その後もネット配信や劇場作品の成功などにより概ね拡大を続けている。
- 文化庁においても、平成9年度から、優れたメディア芸術作品の顕彰、入賞作品の展示等を行う「文化庁メディア芸術祭」を開催しており、第20回となった平成28年度では、応募作品数:4,034作品（海外の87カ国・地域からの2,249作品を含む。）にまで発展するなど、メディア芸術の振興に貢献している。
- 他方、映画は、長い歴史の中で多くの人々に親しまれてきた総合的な芸術であり、娯楽としての側面とともに、その時代の国や地域の人々の思想や感情を反映した文化的表現としての側面も有している。
- 「平成28年社会生活基本調査」（総務省）によると、1年間に「映画館での映画鑑賞」をしたことがある者の割合は、39.6%（平成23年調査では35.1%）、「映画館以外での映画鑑賞（テレビ・DVD・パソコンなど）」は52.1%（平成23年調査では40.5%）と大きく伸びている。
- また、平成12年には約1,700億円であった興行収入は、平成28年には2,355億円にまで伸びており、公開本数は洋画と邦画をあわせて、平成24年以降は合計1,000本以上を推移するなど、映画の市場規模は拡大している。

<課題>

- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等は、我が国が誇るべき文化遺産でありながら、計画的な収集・保存がなされておらず、劣化・散逸したり、廃棄される

などの危機に瀕していることは大きな課題である。

- また、我が国のアニメーションは映画をはじめ、非常に好調である一方、日本で制作されているアニメーション動画パートの約8割が海外に発注される状況にあり、若手クリエイター等の人材育成が課題となっている。
- メディア芸術作品の作り手の支援も重要であるが、学芸員やアートマネジメント人材の育成を強化することも急務である。メディア芸術作品の制作でも、起点となるのは制作を「プロジェクト化」する人材であり、このような芸術系専門的人材を国内外で活かせる役割を作ることも課題である。また、メディア芸術教育については、デジタル人文学のような新たな学問分野も踏まえ、これまでの理系や文系といった既存の枠組みを超えた振興や連携が必要不可欠である。
- 他方、ASEAN10か国（全回答者数3,055人）に対して、「日本文化・観光に関心があるか」と聞いたところ、「関心がある」と答えた者の割合は62%におよび、そのうち、アニメを挙げた者は、「和食」61%、「生活様式、考え方」57%に次ぐ、41%と全体の3番目となるなど、諸外国からも高い関心が向けられており（出典：「日ASEAN関係：ASEANにおける対日世論調査」）、メディア芸術を活用した国際文化交流の視点が不可欠である。
- このように、世界にも大きな影響力を有する日本のメディア芸術のコンテンツを継続的に創作し続けるための文化的基盤と、その発展的継続を実現するための取組を推進していくことが重要な課題となっている。

2. 映画やマンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術の今後の方向性

- 優れた文化的価値を有する日本のメディア芸術作品の更なる振興を図り、日本ブランドを構築する。また、国内外におけるメディア芸術の認知度を高めるとともに、メディア芸術を活用し、他分野との連携を通じた地方創生、共生社会を実現する。
- メディア芸術の将来を担うクリエイターが国際的に活躍できるよう、支援を行うとともに、国内外において創作活動の機会を創出するために、キュレーター、教育者やアートマネジメントなどの文化的環境を構成する多様な人材育成を図る。また、世界に通用する監督等の育成を図るとともに、国際的な映画祭等で日本人監督が活躍できるよう支援を行う。

- メディア芸術作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものであり、将来にわたって保存する観点から、文化遺産として保存・継承を図る。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけでなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を推進する。

<指標（例）>

- メディア芸術を活用したまちづくりの推進
 - ・2022年度までに、メディア芸術を活用したまちづくりを実施する自治体数
 - ・クリエイターが活動できる環境づくりに取り組む自治体数 等
- 文化芸術の国際発信のための重点分野として、「メディア芸術」を挙げる者の割合を50%とすることを目指す。
- 1年間に「映画館での映画鑑賞」をしたことがある者の割合を50%とすることを目指す。

3. 今後5年間に取り組む具体的施策（案）

（1）映画やマンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術の振興

①メディア芸術に触れる機会の確保

ア 国は、メディア芸術への理解を深め、芸術としての評価を確立していくためには、メディア芸術祭を質の高いメディア芸術作品を発信する世界的なフェスティバルとして一層の充実を図る。その際、フェスティバルディレクターを活用した新たな企画展の開催や、メディア芸術に関するデータベースを活用するなど、我が国のメディア芸術の発信力を強化する。

イ 国は、子どもころからメディア芸術に触れ、考える機会を提供するため、初等中等教育段階からメディア芸術に関する教育の総合的な取組に向けた検討を行う。

②メディア芸術の創造・発信、メディア芸術の創造の場の充実

ア 国は、映画を含む優れたメディア芸術の創造活動支援やローカライズ等への支援を行い、我が国のメディア芸術の創造・発信を図る。その際、新しい映像メディアなど、映像文化の創造の観点から、文化芸術の多様性を確保するなど、幅広い支援策を講じる。また、メディア芸術各分野において新たな分野も含めた顕彰制度等の充実を図る。

イ 国は、日本映画の海外映画祭への出品支援や、海外において日本映画の特別上映や人材育成につながる交流事業を実施するなど、諸外国への発信を強化する。

ウ 国は、海外においてメディア芸術海外展の開催や情報発信ツールとしての国内外において共通理解の得られているアニメソング等を活用することで、優れたメディア芸術作品を海外へ戦略的に発信するとともに、日本のメディア芸術に対する海外の評価の把握を行いつつ、国際文化交流や我が国文化への理解の促進を図る。

③メディア芸術に関わる人材の育成

ア 国は、大学や製作現場等と連携しながら、若手クリエイターの創作活動支援や若手映画作家の技術・知識の習得の機会を提供、アニメーターの育成支援を行うなど、次代を担う人材育成に向けた支援を行うとともに、優れたクリエイターの更なる飛躍的な発展を目指すため、重点的な支援を行うことにより、コンテンツ産業の拡大にも資するメディア芸術分野の振興を図る。

イ 国は、恒常的にメディア芸術分野の文化資源の運用・展開を図るため、海外での作品展示やネットワーク作りなどができるよう、メディア芸術の学芸員やアートマネジメントの専門家など、専門人材・技術者の育成を推進する。

④メディア芸術分野のアーカイブの促進・活用

ア 国は、産・学・館（官）の連携共同事業として所蔵館連携によるマンガ雑誌・単行本の共同保管・活用等のアーカイブ化に係る取組等を実施するとともに、各所蔵館や大学等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化に係る取組への支援を通じて、メディア芸術分野のデジタルアーカイブ化を促進する。

イ 国は、メディア芸術の作品情報や所蔵情報を整備したメディア芸術データベースの構築・運用を行うなど、メディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる情報等の整備を行うとともに、国内外から日本の優れたメディア芸術にアクセスできる環境を創出する。

ウ 国は、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築を推進するとともに、メディア芸術の情報拠点等の整備を進める。

エ 国は、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画フィルムの収集・保存・活用やデジタル化等の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。また、子供のころから多様な映画に触れる機会の確保に向けた取組を推進することが必要である。

(2) 映画やマンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術を活用した社会課題解決

① 地方創生・観光戦略

ア 国は、文化庁メディア芸術祭地方展を開催することで、地方において優れたメディア芸術を鑑賞・体験する機会を提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図る。また、地方におけるメディア芸術を活用した芸術祭の取組の振興を図るなど、メディア芸術を活用した地方創生に取り組む地方公共団体を支援する。

イ 国は、アニメやマンガの舞台となった場所を観光客等が訪れるメディア芸術ツアーにつながるようなコンテンツの創作支援の促進を図ることで、観光振興や地方創生に貢献する取組を強化する。

② 共生社会の実現

ア 国は、聴覚に障害を持つ方々のためのバリアフリー字幕及び視覚に障害を持つ方々のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。

イ 障害者によるメディア芸術の創造・鑑賞にかかる調査・研究を実施し、バリアフリー対応に関する実地検証を行うなど、障害者によるメディア芸術に触れる機会の創出に向けた取組を加速する。

③ 日本ブランドの向上

ア 国は、映画の海外展開促進のため、国際共同製作の基盤整備、ロケ地情報の国内外への発信、国際映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし等を推進する。同時に、VR等の新たな技術を組み込んだ映像制作を推進するとともに、映像体験の場を創出する。

イ 国は、我が国を代表する国際映画祭である東京国際映画祭を含め、我が国における各種映画祭の普及・発信機能の充実を図る。その際、海外からの日本のメディア芸術分野に関する評価の視点を入れるなど、メディア芸術がもたらす社会的意義についての、国際的な他者からの視点が不可欠である。

ウ 国は、最新のテクノロジーを取り入れたメディアアートなど、新しい芸術分野を活用した創作活動への支援を通じて、我が国のメディア芸術の発信力を強化する。

エ 国は、クールジャパン戦略を推進するため、関係省庁等と連携し、世界に大きな影響力を有する日本のマンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツの効果的発信を行う。

美術ワーキング・グループ 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成29年9月27日
美術ワーキング・グループ

I. 我が国の美術をめぐる現状と課題及び方向性

- 各美術館、博物館においては、常設展示や企画展に加え、講演会講座等の様々な事業に取り組んでおり、近年では、博物館の入館者数や講座等の参加者が増加傾向にあり、美術活動が年々活発化している。また、近年の訪日外国人の増加に伴い、博物館を訪れる外国人も増加傾向にあるが、実際に日本の博物館を訪れた外国人の満足度が高いことから、日本の博物館の質の高さをうかがうことができる。
- しかし、各博物館の展示環境に必要な設備等の老朽化などや、訪日外国人の増加に伴い、展示資料の解説等の多言語化（英語、中国語、韓国語等）対応が求められているが、予算や学芸員等の専門的な人材が確保できないことから、十分な対応ができていない現状がある。また、地域におけるアウトリーチ活動やデジタルアーカイブ化の推進・利活用等の新たな手法の導入に対する期待も高まっている。ただし、そうした事業の促進には、地域や各美術館・博物館によって状況が異なることを考慮する必要がある。
- あわせて、文化芸術の作品等の魅力を調査・研究・発信することで観光資源の発掘も図り、美術館・博物館が地域創生の礎となることが求められている近年においては、学芸員に対して作品や資料の収集、調査研究、展示企画、教育普及活動の更なる充実や、適切に保存し、取扱うための専門性の向上に加え、地域振興、観光振興等への対応も求められている。このような美術館・博物館が求められている新たな役割に対応するためには、専門人材の配置の拡充が求められる。
- 海外への発信についてはこれまで展覧会を中心に行われてきているが、他分野との有機的連携が図られているとは言えず、波及効果も限定的であり、広く認知されているとは言えない。世界における日本美術の価値を高めていくためには、国内外の美術館の中で日本の美術を専門的に学ぶ層が持続的に育成される必要があり、そのためには絶えず日本と海外の学芸員や研究者が対話を交わし、生産的な交流を持続・拡大していくことと、それを支える発表の場の充実、加えて、ヴェネチア・ビエンナーレに代表される世界的な美術展やアート・バーゼルに代表される世界的なアートフェア等における存在感の発揮が求められている。
- 優れた作品を輩出するビエンナーレやトリエンナーレなどの国際美術展といった諸活

動の機会を通じて、日本の美術の魅力を高めていくことができる。また、美術館・博物館の活動は、美術作品の寄託・寄贈や、アート市場の動きとも連動している。一方で日本のアート市場については、世界のアート市場に比較して小規模にとどまっており、日本の美術の魅力を発信する更なる取組の促進が必要である。

- 美術分野における施策のP D C Aサイクルを構築し、具体的施策への選択と集中による重点的な支援を行うことが必要である。また、成果は直ぐには得られず、今後5年間、10年間先の効果まで視点を持った具体的施策を検討することが必要である。

II. 具体的施策

「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、次の6つの戦略が定められている。

- 【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進
- 【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進
- 【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援
- 【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

美術分野については、美術館・博物館を通して人々が触れることの多い文化芸術であり、人々が「私たちの美術館・博物館」という認識を醸成しながら、全ての人に対して幅広く振興を図っていく必要がある。そのため、全ての戦略において、以下のような美術分野における施策の展開が可能であると考えられる。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、美術分野における萌芽の支援、情報通信技術等の活用によるデジタルアーカイブ化と利活用の推進、文化芸術を活かした観光、産業など関連する分野との有機的連携による取組やアート市場の育成等、文化芸術資源によるイノベーションを実現するため、美術分野では、次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、トリエンナーレ等の芸術祭をコアとして、美術作品を含む文化芸術と観光などその他の関連分野と連携した取組を、地方公共団体やアーティストを支援する民間団体等との

連携により、戦略的・継続的に実施する国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。

- ・ 国は、貴重な各種文化芸術資源を継承し、次代の文化芸術創造の基盤となる知的インフラを構築するため、博物館における資料の収集・保存及び、デジタル技術・情報通信技術を活用した多言語によるデジタルアーカイブ化とその利活用を促進する。
- ・ 日本のアート市場の拡大を実現し、日本国内における持続的なアーティストの育成と優れたパブリック・コレクションの形成に資するため、日本人アーティストの適正な評価・価値づけを行うためのシステムの構築を図るとともに、日本人アーティスト及び作品の国際的な評価を高め、海外展開を促進することにより、アート市場を活性化する新たなメカニズムの創出に向けた取組を推進する。
- ・ 国は、文化芸術を支える民間（企業、団体、個人等）の支援を推進するとともに、税制上の措置の活用に係る周知を行うなど、寄付文化を醸成し、あわせて、多様な財源の先進的な事例を提供する。
- ・ 国は、我が国の現代アートの国際発信力・競争力の向上及び現代アートに触れる機会の充実を図るため、優れた現代アーティスト・アート作品の国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展や、海外のアートディレクター、キュレーター等の招聘、国際発信力のある国内のアート・フェスティバルなどへの支援を行う。

（進捗状況を測るための指標候補）

- ・ 文化遺産オンラインの閲覧件数、博物館の登録件数
- ・ 国立美術館・博物館の寄付金等の受入状況

【戦略2】国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るためには、美術分野では、日本の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う次のような施策を展開する。

（具体的な施策）

- ・ 国は、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会の形成等に資するため、トリエンナーレ等の芸術祭をコアとして美術作品を含む文化芸術と観光などその他の関連分野と連携した取組を地方公共団体やアーティストを支援する民間団体等との連携により、戦略的・継続的に実施する国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。（再掲）
- ・ 国は、国際交流基金との連携等により、芸術家・文化人等の派遣・受け入れ、ネットワーク形成などを促進し、国際的な交流の推進と海外発信力の向上を支援する。また、米・欧・アジアなど海外の美術館・博物館における日本美術の専門家と我が国の美術館・博物館のネットワークに参加する若手の学芸員等との双方向型交流を通じて、国際発信力向上などの専門性向上を図る。
- ・ 国は、我が国の優れた日本美術を海外に広く紹介するため、海外の美術館・博物館と協力し、海外において展覧会を開催する。
- ・ 国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の一層の活用に向けた検討

を行うとともに、国民が国際的な美術品を鑑賞する機会に資する展覧会の開催を支援する¹。

- ・ 国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進²するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。
- ・ 地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。
- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。
- ・ 国は、国立美術館・博物館が、多言語化、開館時間の延長等の多様な鑑賞機会の創出を図ることができるよう必要な措置を講ずる。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 訪日外国人数
- ・ トリエンナーレ等の芸術祭の取組状況

【戦略3】文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

多彩で優れた文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、美術作品の創造・鑑賞活動をあらゆる地域で容易に享受し、多様な価値観の形成を図り、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整える。また、美術館・博物館を活用した地域の包括的環境の推進を図るため次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、地域の美術館・博物館、芸術団体等が中核となって関係機関等と協働で実施する創造・鑑賞活動に子供、若者、高齢者、障害者等の多くの人々が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラムを支援し、多様な価値観の形成を図り、全国に普及する。
- ・ 国は、国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行う。
- ・ 国は、国民文化祭の開催をはじめ、国民の文化芸術に対する関心を喚起したり、文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。

¹ 文化芸術を通じた国家ブランディングの一例として、国際的に知名度の高い日本美術家の名を冠した国際展を支援する取組が考えられる（例えば、英国のターナー賞の成功例を参考に、北斎等の名を冠する等の取組）。

² 画像のフェアユース（商業的画像使用以外は使用を無償化）を許可する制度の整備が必要であるとのご意見があった。

- ・ 国は、関係機関の連携により、障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等を推進するとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材育成を支援し、障害者の芸術活動の振興を図る。
- ・ 国は、美術館・博物館と学校との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的、対話的な深い学びにつながるモデルプログラムや、地域の教育、福祉等関係機関との連携によるアウトリーチ活動等を支援する。その際、作品や資料の背景にある歴史や文化への理解を含めた深い鑑賞や学びにつながる取組に配慮する。
- ・ 国は、文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術活動を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、使用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- ・ 国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。(再掲)
- ・ 地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。(再掲)
- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。(再掲)
- ・ 国は、国民が身近に美術品を鑑賞できるよう、美術品を美術館等に収集し、公開等の活用を図るための税制優遇措置について検討する。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 高齢者の文化芸術活動の参加率
- ・ 国民の鑑賞活動、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率
- ・ 美術館・博物館における鑑賞会、学級・講座等教育事業の実施数

【戦略4】文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。このため、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点である美術館・博物館・図書館の充実及び、地域・学校教育における文化芸術教育の充実を図る次のような施策を展開する。

(具体的な施策)

- ・ 国は、我が国の美術館・博物館が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、専門的人材を適切に配置し、企画展示の魅力向上や、文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。

- ・ 国は、地域の美術館・歴史博物館が中心となって、地域の歴史や美術品・文化財と様々な資源を創造的な活動や新事業に結び付けて付加価値を生み出す美術館・博物館クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。地域の文化施設、大学等との連携により、美術品・文化財の価値づけや、企画展示、美術、伝統芸能、民俗芸能、食文化等を含む多様な分野との協働企画による参加体験型プログラム、研修への参加、情報発信等を推進するとともに、観光、まちづくり、産業分野等の関係機関との連携による取組を促進する。
- ・ 国は、地域の美術館・博物館、芸術団体等が中核となって関係機関と協働して実施する創造・鑑賞活動に子供、若者、高齢者、障害者等の多くの人々が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム支援し、多様な価値観の形成を図り、全国に普及する。（再掲）
- ・ 国は、美術館・博物館と学校との連携による新学習指導要領を踏まえた主体的、対話的な深い学びにつながるモデルプログラムや、地域の教育、福祉等関係機関との連携によるアウトリーチ活動等を支援する。その際、作品や資料の背景にある歴史や文化への理解を含めた深い鑑賞や学びにつながる取組に配慮する。（再掲）
- ・ 国は、登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- ・ 国は、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度のより一層の活用に向けた検討を行い、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- ・ 国は、我が国の美術振興の中心拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館におけるデジタルアーカイブ化も含めたナショナル・コレクションの充実、調査研究、展示、教育普及活動等の機能の充実を図る。
- ・ 国は、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集、保存、調査研究、展示、教育普及活動等を行い、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- ・ 国は、図書館が資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供などの支援を行う。
- ・ 国は、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化対応の推進や、多言語化に対応したデジタルアーカイブ化と利活用促進、文化芸術に関するデジタルコンテンツの海外発信を促進するとともに、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及活動への支援をする。（再掲）
- ・ 地方自治体において域内の美術館・博物館における多言語化対応を推進するよう、国は、多言語化の好事例等を普及促進する。（再掲）
- ・ 国は、我が国の美術品等の魅力を多言語でわかりやすく発信できるよう、日本特有

の専門用語などを含む多言語解説について優良なモデル事例の蓄積や共有を図る取組を検討する。(再掲)

- ・ 国は、国立美術館・博物館が、多言語化、開館時間の延長等の多様な鑑賞機会の創出を図ることができるよう必要な措置を講ずる。(再掲)
- ・ 国は、美術分野において、大学や社会での活躍を通じて新進芸術家等の育成の支援の充実を図る。
- ・ 国は、美術館・博物館の質の高い活動を支える専門的人材を確保するため、学芸員等の養成・研修の充実を図る。特に専門性を考慮しつつ、学芸員をはじめとする博物館職員を対象として、博物館・美術館の管理・運営・広報や、資料及び情報の収集、調査・研究、展示企画、教育普及、履歴管理、保存科学、美術作品等の保存・修理等の幅広い専門的な研修の充実を図る取組を支援する。
- ・ 国は、地域や住民にとって役立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- ・ 国は、地方交付税措置などによる美術館・博物館の展示環境の整備や学芸員等の専門人材の配置を支援する。

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率
- ・ 美術館・博物館、図書館等の文化施設の入場者数・利用者数
- ・ 国立美術館・博物館の平常展の来館者の満足度
- ・ 美術館・博物館における鑑賞会、学級・講座等教育事業の実施数(再掲)
- ・ 美術館・博物館、図書館等の文化施設における専門的人材の配置状況

【戦略5】多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

美術分野の振興のためには、年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等を通じた専門的人材育成を支援することが必要であるため、学芸員やマネジメント人材等に対する次のような施策を展開する。

(主な基本的な施策の例)

- ・ 国は、国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため、地域の特性を踏まえた情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図る。
- ・ 国は、アート・マネジメント人材、技術者等の多様な人材の確保・育成を支援する。
- ・ 国は、美術館・博物館の質の高い活動を支える専門的人材を確保するため、学芸員等の養成・研修の充実を図る。特に専門性を考慮しつつ、学芸員をはじめとする博物館職員を対象として、博物館・美術館の管理・運営・広報や、資料及び情報の収集、調査・研究、展示企画、教育普及、履歴管理、保存科学、美術作品等の保存・修理等の

幅広い専門的な研修の充実を図る取組を支援する。(再掲)

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 美術館・博物館，図書館等の文化施設における専門的人材の配置状況 (再掲)
- ・ 文化施設の管理職における専門的人材の男女比率，年齢層

【戦略6】持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

革新的な文化芸術の創造と発展を図り，我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに，豊かな文化芸術教育の充実を図るため，文化芸術推進拠点としての美術館・博物館を中心とした施策を展開する。

(主な基本的な施策の例)

- ・ 国は，地域における美術館・博物館クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。(再掲)
- ・ 国は，地域の美術館・博物館を核としながら，民間事業者を含む文化関係機関との連携による取組を推進するとともに，各施設の多様性を活かしながら文化芸術拠点としての美術館・博物館の役割・機能を強化するため，質的向上に向けた美術館・博物館の行動指針の策定³，制度的な改善を検討する。
- ・ 国は，地方自治体地域の美術館・博物館における地域の文化財の魅力の発信，観光振興，解説等の多言語化対応による国際発信，ユニークベニユアの促進などの取組を支援する。
- ・ 国は，文化芸術を支える民間（企業，団体，個人等）の支援を推進するとともに，税制上の措置の活用に係る周知を行うなど，寄付文化を醸成し，あわせて，多様な財源の先進的な事例を提供する。(再掲)

(進捗状況を測るための指標候補)

- ・ 複数の民間団体・機関が連携した事業やプログラムの実施状況
- ・ 国立美術館・博物館の寄付金等の受入状況 (再掲)

³ 日本博物館協会及び全国美術館会議では，それぞれ倫理規定を策定している。

文化審議会第15期文化政策部会暮らしの文化ワーキング・グループ 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成29年10月4日
文化審議会文化政策部会
暮らしの文化ワーキング・グループ

I 暮らしの文化とは

暮らしの文化は、人々が日々の生活において文化的な「営み」を行うため、欠くことができない文化芸術の一分野と捉えることができる。

具体的には、文化芸術基本法第12条で規定されている茶道、華道、書道、食文化その他の生活の文化である「生活文化」及び囲碁・将棋その他の国民的娯楽である「国民娯楽」や人々が文化的な「営み」を行う上で欠くことができない文化芸術という観点から、「祭礼」「年中行事」などの有形・無形の文化財等が含まれる。

人々の日々の生活にとって最も基本的な「衣・食・住」の観点からも、例えば、茶道が所作だけでなく、茶碗や花入、茶室など「茶を嗜む」ことを巡る有形・無形の様々な事柄を総合してひとつの文化的体系を形作っていることや、和装が祭礼や食文化、住まい方などにも密接に関わりあっていることから見てとれるように、これらは分野横断的であり、かつ日本人の生活に深く根ざしているものである。

また、暮らしの文化が、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代と共に変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、舞台芸術や美術、文化財などとも互いに密接に関わりあっていることも念頭に置く必要がある。

このように、暮らしの文化は、舞台芸術や美術、文化財とは異なり、人々の日々の生活の中に根付く文化的な「営み」を中心に、生活文化や国民娯楽をはじめとする様々な文化芸術が広範囲に、重層的かつ有機的に連関しているものである。

以上のことから、文化庁として暮らしの文化に関する施策を展開するに当たっては、上記の点を認識しつつ、分野における歴史性を踏まえるなど、施策の対象となる範囲を考慮し、柔軟に施策を検討する必要がある。

II 暮らしの文化に関する政策の意義と方向性

暮らしの文化は、文化庁における芸術文化や文化財分野の施策と比較して、具体的な施策が積極的に講じられていない中で、人々の日々の生活を基盤としつつ、関係団体及び関係者の絶え間ない努力により今日まで継承されてきた。

しかしながら、近年の経済・社会情勢の変化や少子高齢化等を背景として、関係団体及

び関係者の努力だけでは振興及び普及が困難になってきている。

一方、暮らしの文化は、上述したように、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能をしているとともに、まさに、日本の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしている。

本年6月に改正された文化芸術基本法では、生活文化の例示として「食文化」が追加された。食文化は、全ての人にとってなじみの深い文化芸術であるが、単に和食や郷土食のことを指しているわけではなく、その範囲は食材や調理法、食器、調理器具、作法等多岐にわたる。我が国の食文化を振興していくためには、これらを包括的に捉えた上で、分野横断的な取組がなされることが強く望まれる。

以上に鑑み、国においても、分野や関係団体の実情に応じて、より積極的な暮らしの文化の振興や普及の施策の推進が必要とされていることは明らかである。中でも、子供や外国人、障害者を対象とした施策、国際交流などに関する施策については重点を置いて検討する必要がある。

また、暮らしの文化に関わる技術や用具、原材料についても政策を推進していくことが必要である。それにより、暮らしの文化を次世代に継承していくための支えとなるとともに、経済面等からの活性化等に資することが可能となるからである。

III 具体的施策

「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成29年8月29日第15期文化政策部会配付資料）では「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、次の6つの戦略が挙げられている。

- 戦略1 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進
- 戦略3 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進
- 戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援
- 戦略6 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

暮らしの文化が、国民の生活に密接に関わる文化芸術であるとともに、多様性を持ち、外国人等が直接触れることが容易なものであることを踏まえれば、戦略1、3、4の実現を目指すことを基軸に、他の文化芸術とも連携しながら戦略的観点に立つことで戦略2、5、6の実現にも資することが可能であると考えられる。

先にも述べたとおり、文化庁では、これまで必ずしも暮らしの文化について具体的な施策を積極的に講じてきたわけではないが、国が、暮らしの文化の多様性を認識し、今後、具体的施策を展開していくためには、基礎的調査が必要不可欠である。具体的施策の展開と併せて、生活文化および国民娯楽関係団体の把握などの基本的調査や暮らしの文化の範

囲の検討などを、外部有識者で構成される委員会等を設置し、実施することも極めて有意義であると考える。

1. 優先的に実施すべき施策

○戦略1 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、暮らしの文化を含めた文化芸術によるイノベーションを実現するためには、暮らしの文化の振興等だけではなく、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料も視野に入れた施策の展開が必要である。

特に、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料の維持・継承は、暮らしの文化の活動を支えるヒト・モノの育成に資するとともに、暮らしの文化の活動を財政面で支えたり、地場産業として地域の活性化につながったりするなどの可能性を秘めている。

(具体的施策)

- ・国は、国民文化祭等を通じて暮らしの文化に触れる機会を確保するとともに、地域で行われる暮らしの文化の振興に関する取組を支援する。また、他の文化芸術と連携した取組についても支援する。
- ・国は、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料について、暮らしの文化以外での活用方策の検討を行うとともに、これらを活用した新たな製品開発などを促進できるような取組に対する支援の在り方を検討する。
- ・国は、次世代への継承を推進するため、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料に関係するヒト・モノへの顕彰制度について検討する。

○戦略3 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

文化芸術に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるには、あらゆる人々が比較的簡単に受け入れやすい性質を持つ暮らしの文化を活用することで、積極的な施策展開が期待できる。

このため、具体的施策を展開し、暮らしの文化に触れる機会を通じて生み出されるコミュニケーションの形成等により、地域・社会が抱える様々な課題の解決を促す。

(具体的施策)

- ・国は、世代を問わず文化芸術に触れる機会が少ない人々を対象とした、暮らしの文化を体験する機会を設ける。
- ・国は、障害者が暮らしの文化に触れられる機会を作ることにより、障害者の文化芸術活動への積極的な参加のきっかけとするとともに、社会参画の促進を図る。
- ・国は、外国人が地域社会に溶け込むために、我が国の食文化等の暮らしの文化についての学習機会や体験の場等を設けるなどの取組を推進する。

- ・国は、上記施策を円滑に実施するためには、暮らしの文化の指導者等が必要な知識技術を習得することが不可欠であることを認識し、その機会を設ける。

○戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図るため、小中学生の時から、可能な限り暮らしの文化に触れる機会を設けるなど長期的な視野での施策を展開する。

(具体的施策)

- ・国は、暮らしの文化を次世代に継承していくため、伝統文化親子教室事業や文化芸術による子供の育成事業を充実させる。加えてより効果的な事業実施の方法を検討する。
- ・国は、暮らしの文化の活性化を目的とした、これに関わる者を対象とした顕彰制度の創設を検討する。

2. 他の文化芸術と連携しながら実施すべき施策

○戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

暮らしの文化は、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、創意工夫により比較的簡単な方法で体験できることから、国際文化交流・協力の推進や日本の文化の戦略的かつ積極的な発信、国家ブランディングの推進に極めて有効であることを踏まえ、様々な施策での活用を図る。

(具体的施策)

- ・国は、食文化をはじめとする暮らしの文化とその他の芸術分野が連携しながら実施する文化芸術事業を充実・発展させる取組を支援し、国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。
- ・国が実施する文化交流使へ、暮らしの文化に携わる専門家等を積極的に登用する。
- ・国が実施する日本文化の紹介イベント等へ派遣する。

○戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

暮らしの文化を次世代に継承していくためには、高いスキルを有する専門人材の確保が必要である。

特に、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料に関わる専門人材については、生業として成り立つことが後継者の確保の効果的な方法であることから、次のような具体的施策の検討を行う。

(具体的施策)

- ・暮らしの文化に関わる専門的人材の確保については、国が行う暮らしの文化の振興を通じて、さらに活動の機会を確保することで、関わる者自身の努力を通じて、技術や知識の向上を促す。
- ・暮らしの文化に関する技術や用具、原材料に関わる専門人材の確保については、戦略1で掲げたように、これらを活用した製品開発などにより、活躍の場を確保できるような支援の在り方を検討する。

○戦略6 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

全国各地で持続可能で回復力のある文化芸術団体等を育成し、国、独立行政法人等関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う文化芸術プラットフォームを形成することが肝要である。また、これに当たり、暮らしの文化関係団体が、これらの取組に参画できるよう組織力を強化し、地域の文化芸術の推進のため、地域のプラットフォームの形成へ積極的に関与していくことが重要である。